

報告第 8 号

令和 7 年度「小城市的教育」について

のことについて、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 5 月 22 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

令和 7 年度の小城市教育の基本方針に基づき、教育要覧「小城市的教育」を別紙のとおり作成したため報告する。

教育要覧

# 小城市の教育

## 令和7年度



小城市教育委員会

## は　じ　め　に

小城市教育委員会では、令和4年3月に小城市的実情に応じた教育の振興のため策定した「第3次小城市教育振興基本計画」と小城市教育の大綱を基に、小城市的教育施策を展開しています。

「小城市的教育」は、小城市教育委員会における前年度事業実績及び今年度の事業について、5つの基本方針に分けて概要を収録した令和7年度の小城市的教育要覧です。小城市的教育行政をご理解いただくための資料としてご活用いただければ幸いです。

表紙の写真

撮影地：ブラックモンブランフットボールセンター

# 目 次

<b>小城市の概要</b>	1
<b>小城市教育委員会の概要</b>	
◇ <b>教育委員会</b>	
1 教育委員会の委員	4
2 教育委員会の組織	5
3 教育委員会の事務分掌	6
4 教育委員会の事務局職員数	9
5 教育委員会の所管する事業一覧	10
◇ <b>令和7年度 小城市教育の基本方針</b>	11
◇ <b>教育財政</b>	
1 一般会計予算	13
2 教育委員会所管予算	14
<b>第1部 学校教育の充実</b>	
<b>第1章 学ぶ力を育むための環境整備</b>	
第1節 方針と施策	16
第2節 学校の教育目標と研究主題	19
第3節 学校施設の現況	21
第4節 関係資料	22
<b>第2章 豊かな心を育む教育の推進</b>	
第1節 方針と施策	25
第2節 関係資料	27
<b>第3章 健やかな体づくりの推進</b>	
第1節 方針と施策	29
<b>第2部 子育て支援の充実</b>	
<b>第1章 子育て環境の充実</b>	
第1節 方針と施策	31
第2節 幼児教育・保育目標と重点項目	33
第3節 関係資料	34
<b>第3部 青少年の健全育成</b>	
<b>第1章 青少年健全育成環境づくり</b>	
第1節 方針と施策	40
<b>第2章 青少年の地域活動の促進</b>	
第1節 方針と施策	41
第2節 委員会・各種団体等	42
<b>第4部 生涯学習・生涯スポーツの充実</b>	
<b>第1章 生涯学習・生涯スポーツの環境の充実</b>	
第1節 方針と施策	45

第2節 社会教育・社会体育施設の概要	49
<b>第2章 自主的な取り組みの推進</b>	
第1節 方針と施策	52
第2節 委員会・各種団体等	53
<b>第5部 歴史・文化の継承と文化財の保存</b>	
<b>第1章 歴史、文化・伝統芸能の継承と振興</b>	
第1節 方針と施策	57
第2節 文化施設の概要	59
<b>第2章 文化財の適正な保護</b>	
第1節 方針と施策	60
第2節 登録・指定文化財	61

# 小城市の概要

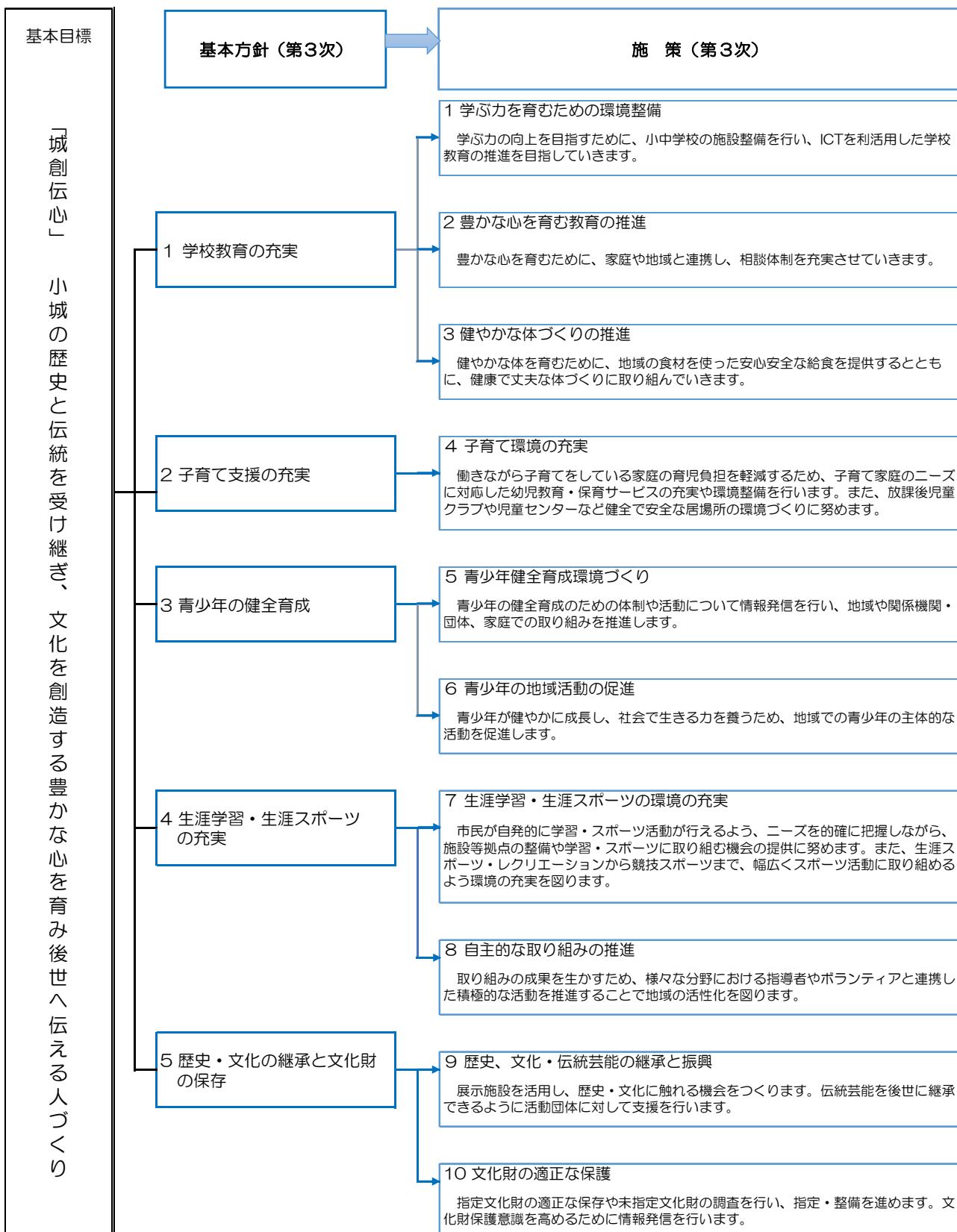
小城市は、佐賀県のほぼ中央にあり、佐賀平野の西端に位置しています。県庁所在地である佐賀市に隣接し、佐賀市まで約10km、福岡市まで約70km、長崎市まで約100kmの距離にあります。小城市的地形は、北部に標高1,046mの秀峰天山を中心とする天山山系がそびえ、中央部に肥沃な平野があります。南部にはクリーク地帯が縦横に広がり、日本一の面積の干潟が広がる有明海に面しています。主な河川には天山山系を源にした祇園川、晴気川、牛津川があり、これらの河川は扇状地を形成し、小城の平野部を潤して嘉瀬川及び六角川に合流して、有明海へと注いでいます。

この小城の地名は、今から1,250年ほど前の奈良時代に編纂された「肥前国風土記」に出ている小城の地の豪族がたてこもった「<sup>おき</sup>堡」に由来するといわれております。小城市的歴史は古く、旧石器時代までさかのぼります。小城町には、嘉瀬川以西では古墳時代最古の前方後円墳である茶発塚古墳と、奈良時代の寺院跡の寺浦廃寺があります。鎌倉時代になると関東の武将 千葉常胤ちやせんづかつねたねが源頼朝から晴気庄の地頭職を賜って以来、戦国時代まで千葉氏が小城町の千葉城を中心とした城下町をつくり繁栄しました。江戸時代になると小城鍋島藩の藩邸が置かれ、藩邸の周りには武家屋敷や町人の町がつくられ、明治維新まで続きました。三日月町には、弥生時代の土生遺跡（国史跡）があります。土生遺跡からは朝鮮半島との交流を物語る土器などが大量に出土しています。三日月町の平野部には古代の条里制の名残である碁盤目のように整然と区画された景観や地名が見られます。江戸時代には小城藩の米どころとして栄えました。牛津町は、江戸時代から長崎街道の宿場町として、また牛津川の港町として栄え、“西の浪花”と呼ばれるほど商業が発展しました。一方、砥川地区には古くから石工集団が住み、北部九州一帯で活動し、優美な石仏など数多くの石造物を残しました。芦刈町は、鎌倉時代の終わりから干拓が始まり、戦国時代には徳島氏、鴨打氏などの武将が本拠を置き、農漁業のまちとして栄えました。また、有明海沿岸はムツゴロウやシオマネキの保護区に指定されています。

こうした歴史的特長をもつ小城町、三日月町、牛津町、芦刈町の4町が平成17年3月1日に合併し、人口約4万7千人（令和7年3月末現在人口43,962人）、面積95.85km<sup>2</sup>（令和7年1月1日現在95.81km<sup>2</sup>）の「小城市」が誕生しました。

小城市は、「<sup>こきょうこうき</sup>誇郷幸輝」～みんなの笑顔が輝き 幸せを感じる ふるさと小城市～を目指す将来像として、小城市が「みんなの幸せな笑顔が輝く、誇らしいふるさと」であってほしいという市民全体の想いと願いを実現するためにまちづくりを推進しています。

# 【 小城市教育の大綱 】



# 小城市教育委員会の概要

◇教育委員会

◇教育基本方針

◇教育財政

## ◇ 教育委員会

### 1 教育委員会の委員

小城市教育委員会は、6人の委員と教育長で構成されています。委員は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者の中から、市長が市議会の同意を得て任命し、任期は4年です。

また、教育長は、市長が市議会の同意を得て任命し、任期は3年です。

教育委員会には教育長が置かれ、教育委員会の意思決定のもとに教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどります。また、これらの事務を処理するために教育委員会に事務局が置かれ、教育長は事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督します。

#### 【教育長】

《令和7年6月1日現在》

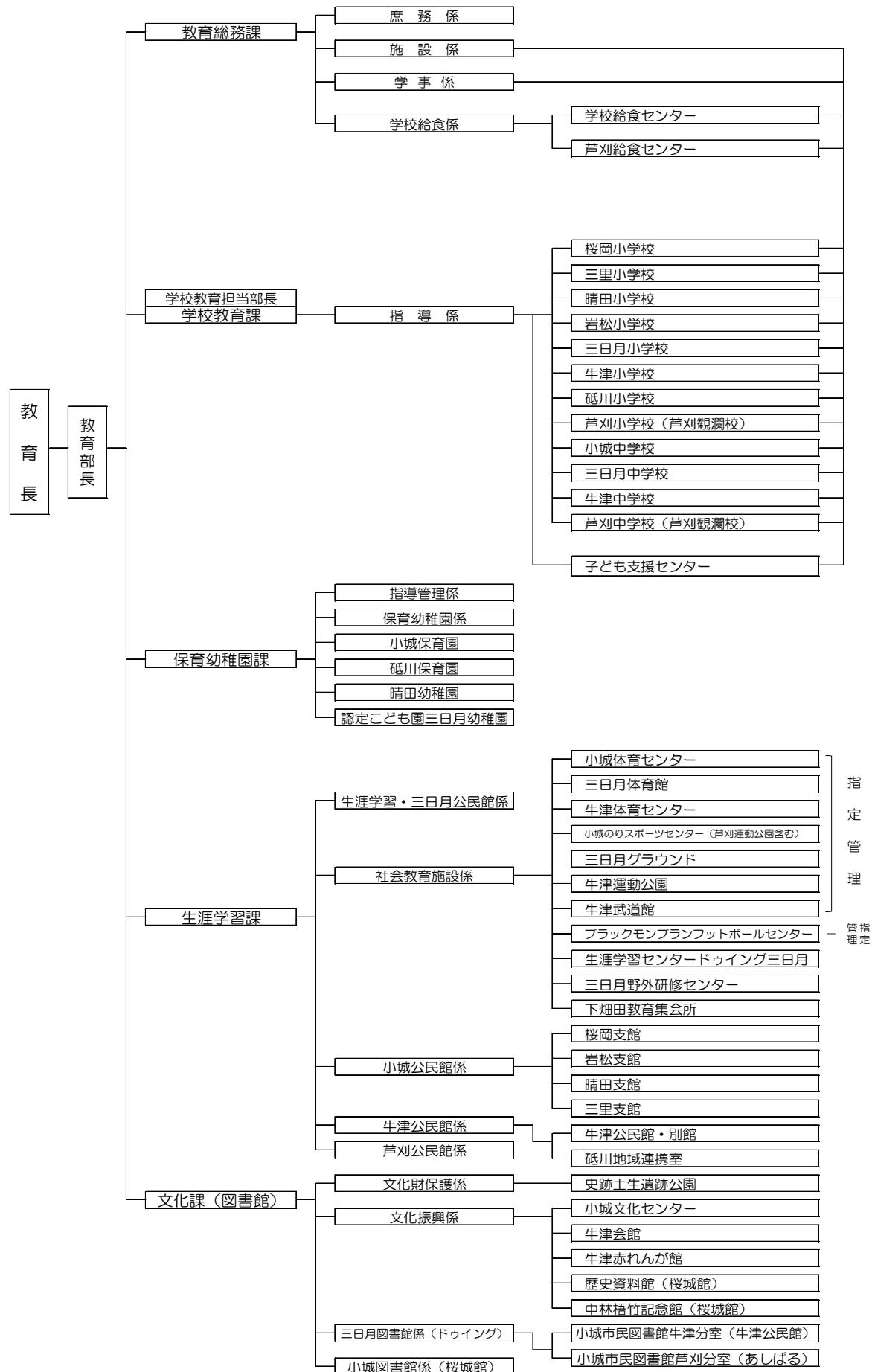
職名	氏名	任期
教育長	おおのけいいちろう 大野敬一郎	令和5年6月1日～令和8年5月31日

#### 【教育委員】

《令和7年6月1日現在》

職名	氏名	任期
委員 (教育長職務代理者※)	あらまきときこ 荒牧登貴子	令和6年5月16日～令和10年5月15日 (※令和3年5月16日指名)
委員	いさかりひろのり 飯盛宏徳	令和6年5月16日～令和10年5月15日
委員	しらきはらよしこ 白木原佳子	令和4年5月16日～令和8年5月15日
委員	よしだやすゆき 吉田安之	令和5年5月16日～令和9年5月15日
委員	ながのあつこ 永野篤子	令和7年5月16日～令和11年5月15日
委員	かじわらあきお 梶原彰夫	令和7年6月1日～令和11年5月31日

## 2 教育委員会の組織（令和7年4月1日現在）



### 3 教育委員会の事務分掌

課名	分掌事務
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育委員会内事務の連絡調整に関すること。</li> <li>(2) 文書及び公印に関すること。</li> <li>(3) 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。</li> <li>(4) 職員の福利厚生に関すること。</li> <li>(5) 教育委員会の会議に関すること。</li> <li>(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の措置に関すること。</li> <li>(7) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。</li> <li>(8) 教育に係る総合的企画及び調整に関すること。</li> <li>(9) 育英資金に関すること。</li> <li>(10) 栄典事務に関すること。</li> <li>(11) 地方教育費調査その他の調査統計に関すること。</li> <li>(12) 学校教育施設の設置、管理及び廃止に関すること。</li> <li>(13) 教育財産の管理及び整備計画に関すること。</li> <li>(14) 学校施設の開放に関すること。</li> <li>(15) 通学区域に関すること。</li> <li>(16) 学校予算の執行及び決算並びに指導に関すること。</li> <li>(17) 学校の指定に関すること。</li> <li>(18) 就学援助及び就学奨励に関すること。</li> <li>(19) 生徒及び児童の就学に関すること。</li> <li>(20) 学齢簿の作成に関すること。</li> <li>(21) 学級編成に関すること。</li> <li>(22) 教科書その他教材の取扱いに関すること。</li> <li>(23) 学校教育情報化の設備に関すること。</li> <li>(24) 学校図書館に関すること。</li> <li>(25) 学校保健の調査、統計等に関すること。</li> <li>(26) 学校環境衛生の調査に関すること。</li> <li>(27) 児童、生徒等の災害共済給付に関すること。</li> <li>(28) 通学路に関すること。</li> <li>(29) 放課後児童健全育成事業に関すること。</li> <li>(30) 給食センターの管理及び運営に関すること。</li> <li>(31) 学校給食の運営及び指導に関すること。</li> <li>(32) 学校給食に係る食育の推進に関すること。</li> <li>(33) 他の課の主管に属しないこと。</li> </ul>
保育幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼児教育及び保育の実施に関すること。</li> <li>(2) 子ども・子育て支援給付に関すること。</li> <li>(3) 公立保育園・幼稚園及び認定こども園の管理及び運営に関すること。</li> <li>(4) 幼稚園教諭の免許の手続に関すること。</li> <li>(5) 幼児教育・保育ネットワークに関すること。</li> <li>(6) 特別支援教育に関すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 地域子ども・子育て支援に関すること。</li> <li>(8) その他就学前児童に関すること。</li> <li>(9) 幼児教育及び保育施設の設置、管理及び廃止に関すること。</li> <li>(10) 所管する社会福祉法人の認可及び指導監査に関すること。</li> </ul>
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職員の任免についての内申その他人事の手続に関すること。</li> <li>(2) 教職員の給与、恩給及び共済に関すること。</li> <li>(3) 免許及び検定の手続に関すること。</li> <li>(4) 教職員の調査、統計及び報告に関すること。</li> <li>(5) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、いじめ、生徒指導及び進路指導に関すること。</li> <li>(6) 校長、教員その他教育関係職員の研修に関すること。</li> <li>(7) 学校人権・同和教育に関すること。</li> <li>(8) 教育相談に関すること。</li> <li>(9) 不登校児童生徒に関すること。</li> <li>(10) 学校保健安全教育の指導に関すること。</li> <li>(11) 子ども支援センターに関すること。</li> <li>(12) 情報教育の指導に関すること。</li> <li>(13) 特別支援教育に関すること。</li> <li>(14) 前各号に掲げるもののほか、学校教育の指導に関すること。</li> </ul>
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会教育の計画、立案に関すること。</li> <li>(2) 社会教育委員の会議に関すること。</li> <li>(3) 社会教育施設等の設置及び管理に関すること。</li> <li>(4) 社会教育の推進及び生涯学習の振興に関すること。</li> <li>(5) 社会教育関連機関及び社会教育関係団体との連絡調整及び振興に関すること。</li> <li>(6) 青少年の健全育成に関すること。</li> <li>(7) 社会人権・同和教育に関すること。</li> <li>(8) 社会体育の計画、立案に関すること。</li> <li>(9) スポーツ推進委員に関すること。</li> <li>(10) 社会体育施設の設置及び管理に関すること。</li> <li>(11) 社会体育の推進に関すること。</li> <li>(12) 社会体育関連機関との調整及び社会体育団体との連絡調整及び振興に関すること。</li> <li>(13) 公民館活動の振興に関すること。</li> <li>(14) 前各号に掲げるもののほか、社会教育、社会体育、公民館に関すること。</li> </ul>

文化課	(1) 文化施設の設置、管理及び廃止に関すること。 (2) 文化団体の育成・指導に関すること。 (3) 文化振興に関すること。 (4) 歴史資料館に関すること。 (5) 中林梧竹記念館に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、文化行政に関すること。 (7) 小城市指定文化財の保存、調査及び活用に関すること。 (8) 埋蔵文化財に関すること。 (9) 文化財の指定及び管理に関すること。 (10) 文化財愛護意識の普及及び啓発に関すること。 (11) 文化財保護審議会に関すること。 (12) 文化財事務の委任に関すること。 (13) 市民図書館に関すること。 (14) 自動車図書館に関すること。 (15) 読書団体の育成指導に関すること。
-----	---

## 4 教育委員会の事務局職員数（令和7年4月1日現在）

(産休・育休職員含む)

職種		教 育 長	部 長	課 長	園 長 ・ 指 導 主 任	參 事 ・ 副 課 長	係 長	主 查	主 事	土 教 ・ 諭 ・ 保 育 ・ 教 諭 ・ 保 育 教 諭	校 校 榮 養 職 員	管 理 榮 養 士	調 理 長	調 理 員	用 務 員	任 用 計 職 年 度	合 計	備 考
<b>組織</b>																		
<b>教育委員会事務局</b>		1	1														2	
教育総務課	庶務係・施設係・学事係・学校給食係			1	1	4	1	5								2	14	
	学校給食センター										1					1	所長は課長兼務	
	芦刈給食センター												1	6	2	9	所長は芦刈観瀬校校長が兼務	
稚園保育課幼	指導管理係・保育幼稚園係			1	1	2	2	4			1					1	12	
	保育園・幼稚園・認定こども園				3	5			27			3	8		49	95		
学校教育課	指導係		1		2										1	4	部長は課長事務を取り扱う	
	子ども支援センター														6	6	「ほたる」3人	
	小中学校														57	57		
生涯学習課	小城市生涯学習センター（生涯学習・三日月公民館係・社会教育施設係）			1	1	2	2	2							8	16	公民館長及び生涯学習センター長は課長兼務	
	小城公民館					1	2								6	9		
	牛津公民館					1	2								6	9		
	芦刈地域交流センター（芦刈公民館）					1	2								5	8		
	三日月野外研修センター														0	管理委託		
	下畠田教育集会所														1	1		
	小城体育センター														0	指定管理		
	三日月体育馆														0	指定管理		
	牛津体育馆														0	指定管理		
	芦刈文化体育馆（芦刈運動公園）														0	指定管理		
	三日月グラウンド														0	指定管理		
	牛津運動公園														0	指定管理		
	牛津武道館														0	指定管理		
	小城市フットボールセンター														0	指定管理		
文化課	文化振興係・文化財保護係				1	1	1	4							18	25	歴史資料館・中林梧竹記念館及び市民図書館の館長は課長兼務 文化振興係長は副課長兼務	
	史跡土生遺跡公園														0			
	小城文化センター														0	管理委託		
	牛津会館・牛津赤れんが館														0	管理委託		
	歴史資料館・中林梧竹記念館														0	受付業務委託		
図書館	三日月館						1	2							12	15		
	小城館						1	1							8	10		
	牛津分室														2	2		
	芦刈分室														2	2		
合計			1	2	4	9	19	18	11	27	1	1	4	14	0	186	297	

## 5 教育委員会の所管する事業一覧

基本方針	施策名	基本事業名	主管課	事業番号
1 学校教育の充実	1. 学ぶ力を育むための環境整備	1. 小中学校の教育の充実	学校教育課	1
		2. 情報教育の充実	教育総務課 学校教育課	2
		3. 安全・安心な学校づくり	教育総務課	3
	2. 豊かな心を育む教育の推進	1. 心の問題への対応	学校教育課	4
		2. 特別支援教育の充実	学校教育課	5
	3. 健やかな体づくりの推進	1. 健やかな体づくりの推進	教育総務課	6
	4. 子育て環境の充実	1. 幼児教育・保育の充実	保育幼稚園課	7
		2. 地域における子育て支援サービスの充実	教育総務課	8
3 青少年の健全育成	5. 青少年健全育成環境づくり	1. 青少年の育成と育成環境の強化	生涯学習課	9
	6. 青少年の地域活動の促進	1. 家庭教育と地域活動の支援	生涯学習課	10
4 生涯学習・生涯スポーツの充実	7. 生涯学習・生涯スポーツの環境の充実	1. 安全で快適な生涯学習環境の提供	生涯学習課	11
		2. 社会体育施設の安全管理とスポーツ活動の活発化	生涯学習課	12
		3. 図書館事業	文化課	13
	8. 自主的な取り組みの推進	1. 生涯学習の地域還元の取り組み	生涯学習課	14
5 歴史・文化の継承と文化財の保存	9. 歴史、文化・伝統芸能の継承と振興	1. 文化事業の振興	文化課	15
		2. 中林梧竹記念館と歴史資料館及び文化施設の活用	文化課	16
		3. 伝統芸能の継承	文化課	17
	10. 文化財の適正な保護	1. 文化財の適正な保護	文化課	18

## 令和7年度 小城市教育の基本方針

小城市総合計画の将来像である“**「誇郷幸輝」**みんなの笑顔が輝き幸せを感じるふるさと**小城市**”の実現を目指す小城市教育振興基本計画の基本目標は、「城創伝心」です。

**「城 創伝心」**とは “ 小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する  
豊かな心を育み後世へ伝える 人づくり ”

小城市教育委員会は、学校・家庭・地域と連携を密にして、市民一人一人が、ふるさと小城市的歴史と伝統を受け継ぎ、豊かな人間性を培い、生涯にわたって自ら学ぶ意欲や健康に生きるための体力を養うなど「生きる力」を育んでいきます。

なかでも、家庭は、教育の出発点でありその第一義的な責任を有するものとして、子どもの課題は大人の課題であるということを自覚することが大切です。

そのため教育委員会は、子どものいる家庭に対し、基本的な生活習慣や社会における規範意識が身につく情報を提供するなど、多方面から支援します。

### ■基本方針

小城市教育の基本目標である「城創伝心」を体系的に推進するため、次の5つを基本方針とします。

- 1 「学校教育の充実」
- 2 「子育て支援の充実」
- 3 「青少年の健全育成」
- 4 「生涯学習・生涯スポーツの充実」
- 5 「歴史・文化の継承と文化財の保存」

### ■重点目標

小城市では、次の7つを重点目標とし、学校・家庭・地域が一体となって教育を推進します。

- ◆ 人権・命の尊重と道徳性を育む心の教育の推進
- ◆ 学校施設の整備とICT活用教育の充実
- ◆ 豊かな心と健やかな体の育成
- ◆ 安全で安心して過ごせる居場所づくり
- ◆ 基本的生活習慣の定着と家庭教育力の向上
- ◆ 広い教養の育成と家読（うちどく）の推進
- ◆ 地域の歴史・文化に触れる機会の創出

### ■「小城市教育の日」・「小城市文化と教育に親しむ月間」・「いじめ防止、心を考える日」

広く市民の文化・教育に対する意識を高めるために、6月の第2日曜日を「小城市教育の日」、11月を「小城市文化と教育に親しむ月間」と定め、その期間を中心に文化・教育に関する行事を開催します。

また、毎月10日を「いじめ防止、心を考える日」と定め、いじめ防止啓発活動を実施します。

小城市教育委員会が目指すもの



人権・命の尊重と道徳性を育む心の教育の推進

学校施設の整備とICT活用教育の充実

豊かな心と健やかな体の育成

安全で安心して過ごせる居場所づくり

基本的生活習慣の定着と家庭教育力の向上

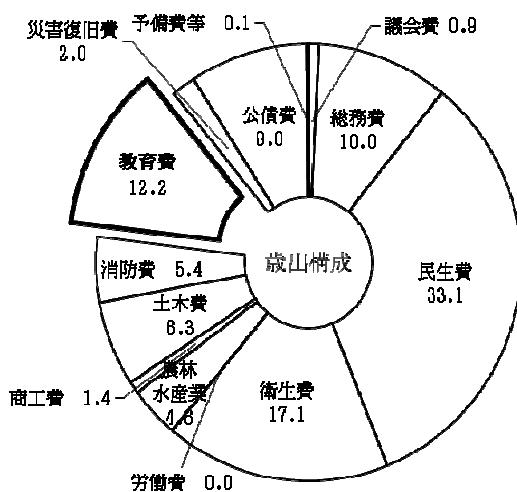
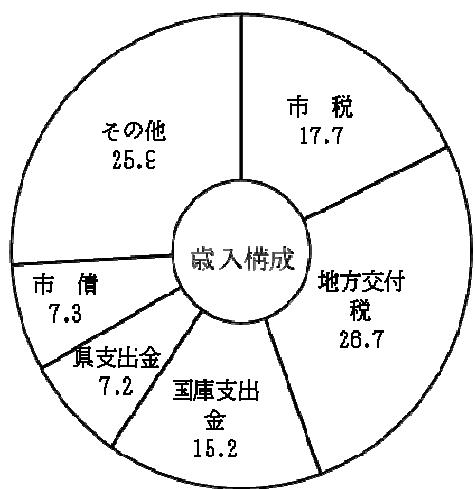
広い教養の育成と家読（うちどく）の推進

地域の歴史・文化に触れる機会の創出



# ◇ 教育財政

## 1. 一般会計予算 (令和7年度当初)



(単位 : %)

(単位 : %)

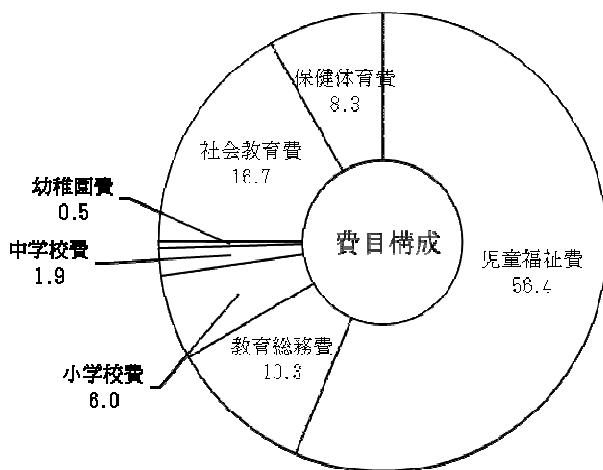
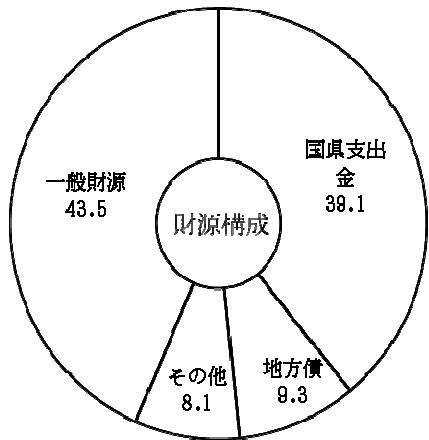
### 【内訳】

(単位:千円・%)

歳 入			歳 出		
款	金額	構成比	款	金額	構成比
1 市 税	4,705,197	17.7	1 議 会 費	202,511	0.8
2 地 方 譲 与 税	162,595	0.6	2 総 務 費	2,648,182	10.0
3 利 子 割 交 付 金	2,575	0.0	3 民 生 費	8,809,220	33.1
4 配 当 割 交 付 金	21,567	0.1	4 衛 生 費	4,556,787	17.1
5 株式等譲渡所得割交付金	36,599	0.1	5 労 働 費	9,177	0.0
6 法 人 事 業 税 交 付 金	67,647	0.3	6 農 林 水 産 業 費	1,010,966	3.8
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,149,446	4.3	7 商 工 費	232,903	0.9
8 環 境 性 能 割 交 付 金	16,707	0.1	8 土 木 費	1,670,020	6.3
9 地 方 特 例 交 付 金	49,553	0.2	9 消 防 費	1,282,659	4.8
10 地 方 交 付 税	7,100,000	26.7	10 教 育 費	3,250,636	12.2
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,907	0.0	11 災 害 復 旧 費	489,619	1.8
12 分 担 金 及 び 負 担 金	135,613	0.5	12 公 債 費	2,398,917	9.0
13 使 用 料 及 び 手 数 料	170,225	0.6	13 諸 支 出 金	1	0.0
14 国 庫 支 出 金	4,046,034	15.2	14 予 備 費	30,000	0.1
15 県 支 出 金	1,901,940	7.2			
16 財 産 収 入	195,862	0.7			
17 寄 附 金	1,348,310	5.1			
18 繰 入 金	3,005,474	11.3			
19 繰 越 金	100,000	0.4			
20 諸 収 入	429,947	1.6			
21 市 債	1,939,400	7.3			
歳 入 合 計	26,591,598	100.0	歳 出 合 計	26,591,598	100.0

※構成比は、端数処理の関係上、一致しない場合があります。

## 2. 教育委員会所管予算 (令和7年度当初)



(単位 : %)

(単位 : %)

### 【内訳】

(単位: 千円・%)

款項	目	金額	財源内訳				構成比
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
3 民生費		4,209,905	2,559,810	16,600	255,383	1,378,112	56.4
2 児童福祉費		4,209,905	2,559,810	16,600	255,383	1,378,112	56.4
1 児童福祉総務費		449,444	120,993	16,600	56,956	254,895	6.0
2 児童措置費		2,964,623	2,356,763		153,696	454,164	39.7
3 母子福祉費		225,569	80,258			14	3.0
4 児童福祉施設費		28,506				9,138	0.4
5 保育園費		541,763	1,796			35,579	7.3
10 教育費		3,250,636	361,259	678,200	346,081	1,865,096	43.7
1 教育総務費		768,159	115,657	4,300	180,161	468,041	10.3
1 教育委員会費		4,745				4,745	0.1
2 事務局費		537,228	7,976	4,300	109,512	415,440	7.2
3 放課後児童健全育成費		225,451	107,681		69,914	47,856	3.0
4 小柳育英資金貸付費		735			735		
2 小学校費		441,761	36,781	146,700	1,959	256,321	6.0
1 学校管理費		400,414	33,666	146,700	808	219,240	5.4
2 教育振興費		41,347	3,115		1,151	37,081	0.6
3 学校建設費		0					
3 中学校費		143,564	2,134		1,197	140,233	1.9
1 学校管理費		107,894			656	107,238	1.4
2 教育振興費		35,670	2,134		541	32,995	0.5
4 幼稚園費		35,974			79	35,895	0.5
1 幼稚園費		35,974			79	35,895	0.5
5 社会教育費		1,249,196	181,136	513,300	60,821	493,939	16.7
1 社会教育総務費		842,858	177,194	513,000	24,019	128,645	11.3
2 公民館費		115,212	264		3,391	111,557	1.5
3 図書館費		147,344			3,470	143,874	2.0
4 文化振興費		105,819			5,289	100,530	1.4
5 文化財保護費		35,308	3,500	300	24,641	6,867	0.5
6 保健体育費		611,982	25,551	13,900	101,864	470,667	8.3
1 保健体育総務費		56,744		1,300	356	55,088	0.8
2 体育施設費		170,548		12,600	16,479	141,469	2.3
3 学校給食費		384,690	25,551		85,029	274,110	5.2
合計		7,460,541	2,921,069	694,800	601,464	3,243,208	100.1

## 第1部 学校教育の充実

第1章 学ぶ力を育むための環境整備

第2章 豊かな心を育む教育の推進

第3章 健やかな体づくりの推進

# 第1章 学ぶ力を育むための環境整備

## 第1節 方針と施策

### 1. 方針

学習指導要領の趣旨に基づき、学校教育に係る基本方針として「いきいき学ぶ学校教育の推進」、「学校教育環境の整備充実」を掲げています。

その具現化にむけ、学校が教育の専門機関としての機能を十分に發揮し、豊かな人間性やコミュニケーション能力、学力の向上など「生きる力」を醸成し、これからの中学校を生き抜くための力を育む環境づくりに努めます。

### 2. 現状と課題

#### (1) 小中学校の教育の充実

学校の生活様式がコロナ禍以前と同様の状態を取り戻してきています。見直しをされた教育課程やICT機器の効果的な活用に合わせて、これまでの集団活動や外部機関との交流学習を組み合わせながら、より教育活動の充実を求めるとともに適切な学校運営が行われています。

令和6年度の全国学習状況調査や佐賀県小・中学校学習状況調査の結果をみると、小学校と中学校ともに学年や教科によって多少の差はあるもののここ数年間において、県平均とほぼ同じか下回る状況にあり、学力の定着は小城市教育の大きな課題です。小中学校においては、各学校における校内研究を充実させ、授業力の向上を図っていく必要があります。また、学習への興味、関心を高めたり、小城市的歴史や文化を生かしたりするような学習への取り組みも引き続き重要です。また、国際交流を通して、子どもたちが外国の文化に触れる機会をつくるなど、今後も国際理解を深める必要があります。

その一方で、教職員の長時間勤務が大きな課題となっています。教職員の負担軽減を図り、限られた時間の中で、教育の質の向上を目指していくことが強く求められます。また、子どもたちを事件や事故等から守り、学習や生活の場としての安全・安心で質の高い環境を確保するために、学校の安全や危機管理体制を確立する必要があります。そのためにも、なお一層学校・家庭・地域との連携、協力が必要不可欠で、開かれた学校運営に努め、信頼される学校づくりを進めていく必要があります。

#### (2) 情報教育の充実

平成23年に「小城市教育情報化推進協議会」を設置し、教育の情報化を推進しています。電子黒板やICT機器の整備に加え、令和2年度には、GIGAスクール構想に対応した一人一台のタブレット端末を導入しました。さらに、令和9年度にはタブレット端末の更新と高速大容量のネットワーク整備を行う予定です。タブレット端末の導入以降、児童生徒一人一人が個々のタブレット端末を活用する場面は増加し、学習の基礎基本の定着を図ったり子どもの興味、関心を高めたりするなど、主体的な態度を高め、さらに、教科に対する学びを深めることにもつながってきております。今後は、授業におけるICT機器の活用の工夫に努めるとともに、教職員の機器操作をサポートする支援員の役割が重要となってきます。昨年度から、タブレット端末の持ち帰りができるように環境を整備しました。これによって、家庭学習での活用の幅が、さらに広がるものと期待しています。

一方、子どもたちのスマートフォンの所持率も年々高くなり、使用時間も長くなっています。スマートフォンを長時間利用することによる学力の低下や健康への影響、またSNSによるいじめやトラブルに発展する事例も散見しています。そこで、情報モラル教育について、家庭や地域と連携をして行う必要があります。平成27、28年度の「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」で作成した小中学校での「情報モラルに関する道徳学習のモデルカリ

キュラム」を基に、今後も学校・家庭・地域の連携を図り、子ども自身が主体的に適切にICT機器を活用できるように取組を強化する必要があります。

### (3) 安全・安心な学校づくり

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義を持っています。また、災害発生時における地域住民の緊急避難所としての役割をも果たすことから、安全・安心の確保と老朽化対策及び機能向上が重要な課題です。

児童・生徒が豊かな心を育める教育環境を実現していくためには、特に老朽化した学校教育施設の見直しや長寿命化等の計画及び改修工事を順次進めていく必要があります。今後は学校施設の長寿命化等事業に取り組み、新しい時代の学びを実現する学校教育環境施設整備の実現に努めています。

## 3. 基本事業と具体的取り組み

### (1) 小中学校の教育の充実

目 標	具 体 的 取 組
① 人権・命の尊重と道徳性を育む心の教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"><li>「いじめ防止、心を考える日」の設定</li><li>6月「小城市教育の日」、11月「小城市文化と教育に親しむ月間」に合わせフリー参観を実施</li></ul>
② 新学習指導要領の趣旨や内容について周知をし、ICTを利活用した授業改善に取り組み、教職員の質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"><li>学校経営計画説明会の実施</li><li>定例校長会の実施</li><li>学校訪問事業</li><li>多忙化対策検討会の実施</li><li>小中学校学力向上研究事業 小城市教育研究大会全体研修会及び授業公開</li></ul>
③ 家庭や地域との連携強化を図り、安全対策を強化していきます。	<ul style="list-style-type: none"><li>小中一貫教育の推進</li><li>コミュニティースクールの設置（芦刈瀧瀬校）</li><li>国際交流の推進</li><li>初任者研修の実施</li><li>人権・同和教育研修会の実施</li><li>セーフティネット会議の実施</li></ul>

### (2) 情報教育の充実

目 標	具 体 的 取 組
一人一台のタブレット端末を活用した質の高い授業の実現をおこない、情報化を進めるとともに、子どもたちへの情報モラル教育を推進します。	<p>[ 情報化推進事業 ]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>教育用ネットワークの安全対策</li><li>一人一台のタブレット端末の活用促進</li><li>電子黒板の活用促進</li><li>授業での実践の蓄積と活用</li><li>校務の効率化に向けたシステムの運用</li><li>小中学校をサポートするための「ICT支援員の配置」</li><li>学校情報セキュリティポリシーの整備</li><li>情報モラル教育の推進</li><li>家庭学習等でのタブレット端末活用の推進</li></ul>

(3) 安全・安心な学校づくり

目 標	具 体 的 取 組
安全・安心な学校づくり	[ 学校教育施設整備事業 ] 小中学校施設維持改善事業



【令和6年度】小中学校施設改善事業  
(三日月中学校 パソコン室空調機整備工事)

## 第2節 学校の教育目標と研究主題

※ 校内研究主題欄【 】は研究教科等

学校名	学校教育目標	校内研究主題
小中一貫 芦刈瀬瀬校	ふるさとを愛し、未来を拓く、心身ともに元気な子どもの育成 ～「ともに」「つなぐ」小中一貫教育～	【全教科・全領域】 「主体的・対話的で深い学びを実現し、生きる力をはぐくむ小中一貫教育」 ～小中一貫教育の充実と単元全体から考 える授業改善を通して～
桜岡小	やさしく かしこく たくましく 笑顔の花咲く 桜っ子の育成 ～ すべては子ども達の自信のため に ～	【算数科】 進んで学びに向かい、自らの力で学び続 ける子どもの育成 ～学びのサイクルを活用した算数科の学 習づくり～
三里小	ふれあい チャレンジ きらり輝く 三里の子 ～すべては子どもたちの笑顔のため に～	【算数科】 自分の考えを筋道を立てて表現できる 児童の育成 ～算数科を中心に考えたことを説明し、 深める活動の工夫を通して～
晴田小	「心晴れ晴れ たくましく 学び伸 びゆく 晴田っ子」の育成 ～つながりあおう！ 地域に根ざそう！～ 晴田っ子の合言葉 「聴くは思いやり 言葉はおくりもの」 「私もあなたも特別なonly one！大事 にしよう命と心」	【算数科】 できる喜び・分かる楽しさを感じる子ど もの育成 ～算数科における「あいあいタイム」を通 して～
岩松小	「自律」・「協働」・「挑戦」を大切に した学びがある学校 ～個人と社会のWell-beingを目指して～	【算数科】 粘り強く、自ら学びに向かう児童の育成 ～他者と関わり合いながら『問い合わせ』が生 まれる授業を通して～
三日月小	ともに なかよく かしこく たく ましく ～元気！笑顔！三日月サイコー！ 【ともに誇れる学校】～	【国語科】 根拠をもとに考え、正しく理解するこ とができる児童の育成 ～ 言語活動を通して ～
牛津小	自ら学び 心豊かに 笑顔輝く 津保美っ子の育成 ～つなぐ～	【全教科・全領域】 学び続ける教師集団を目指して ～児童の人間関係形成能力の育成を通 して～

砥川小	夢と志をもち、自ら学び、共によりよく生きようとする砥川っ子の育成 「勤儉力行」 ～たくましく しなやかに～	【全教科・全領域】 主体的に活動し、表現しようとする児童の育成 ～各教科・領域等における話し合い活動と授業のUD化を通して～
小城中	校訓「進取 徹底 明朗」 「自他を認め合い、共に学び続ける生徒の育成」	【生徒指導】 自主性をもった判断と行動ができる生徒の育成 ～AARサイクルのスパイラル化の実現を目指して～
三日月中	志をもち、主体的に挑戦し、未来を切り拓く生徒の育成 ～夢・挑戦・協働三中～	【全教科・全領域】 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現する授業実践 ～特別支援教育の基本的な考え方をふまえて～
牛津中	豊かな人間性を培い 志を高く学び続ける生徒の育成 ～主体性と協働性を高めることを通して～	【全教科・全領域】 自他を大切にし、粘り強く学び続ける生徒の育成 ～授業内外における効果的なICT活用と、主体的・対話的で深い学びの実現を目指して～

### 第3節 学校施設の現況

(令和7年4月1日現在)

学校名	校舎延床面積(m <sup>2</sup> )					屋内運動場延床面積(m <sup>2</sup> )				プール			その他施設(m <sup>2</sup> )			校地面積(m <sup>2</sup> )			
	建築年月	鉄筋	鉄骨その他	木造	計	建築年月	鉄筋	鉄骨その他	計	建築年月	規模	コース	施設名	建築年月	建物面積	建物敷地	運動場	その他	計
桜岡小	S60.6	4,345	24	30	4,399	H2.3	800		800	H29.3	大25×12 小12×8	6	地域連携	H2.3	210	7,355	9,176		16,531
三里小	S63.3	2,495	10	33	2,538	S63.3	774		774	S42.9	大25×13 小7×13	6	地域連携	S63.3	171	6,001	11,393		17,394
晴田小	S62.3	4,376	35	20	4,431	S62.3	803		803	H15.3	大25×13 小10×13	6	地域連携	S62.3	198	7,227	8,449	968	16,644
岩松小	H2.3	3,947	5	52	4,004	H2.3	812		812	S41.5	大25×13 小7×13	6	地域連携	H2.3	200	7,140	7,876		15,016
三日月小	H3.5 H18.11	7,262	57	91	7,410	H13.3	1,187		1,187	S60.12	大25×15 小11×8	7	旧給食室	S63.12	340	11,157	9,587		20,744
牛津小	S60.2	4,913	33	60	5,006	S60.2	848		848	H9.1	大25×17 小18×8	8	旧給食室	S60.2	214	8,208	12,669		20,877
砥川小	S63.3	2,967		108	3,075	S63.3	1,042		1,042	S63.3	大25×13 小9×9	7	旧給食室	S63.3	173	7,956	6,894		14,850
芦刈小	H7.3 H25.12	6,229	188		6,417	H25.2		1,056	1,056	(芦刈中と兼用)			地域連携	H26.9	53	11,704	8,808		20,512
計					37,280				7,322						2,117	66,748	74,852	968	142,568
小城中	H18.6 H19.5 H20.11	9,426	46		9,472	H20.11		1,885	1,885	H19.5	25×15	7	武道場	H5.10	943	13,363	23,135	552	37,050
三日月中	S55.3 H5.10 H24.2	3,187	1,540	30	4,757	S55.3		1,128	1,128	S43.6	25×15	7	武道場	S55.6	420	8,545	12,514		21,059
牛津中	H21.11 H22.12	8,531	38		8,569	H11.6	2,009		2,009	S54.9	25×16	7	地域連携	H11.6	270	13,807	23,030		36,837
芦刈中	S51.5 H7.3 H25.12	4,919	186		5,105	H25.2		1,306	1,306	S62.3	大25×21 小10×6	10	地域連携	H26.9	43	6,564	17,138		23,702
計					27,903				6,328						1,676	42,279	75,817	552	118,648
晴田幼	S56.3	663	29	33	725											1,772	2,546		4,318
三日月幼	H12.3		930	911	1,841					H12.3	小8×7	-				4,725	3,312	3,809	11,846
計					2,566											6,497	5,858	3,809	16,164
合計					67,749				13,650						7,759	115,524	156,527	5,329	277,380

※芦刈小学校、芦刈中学校については、平成26年4月より小中一貫校「芦刈観瀬校」となったため、クラス数による案分で算出

※三日月・牛津・砥川小学校給食室、(旧)小城市学校給食センターはR5.7より小城市学校給食センターへ統合。



【令和6年度】小中学校施設改善事業  
(晴田小学校 プール出入口建具取替工事)

## 第4節 関係資料

### 1. 児童生徒数（令和7年5月1日現在）

#### (1) 小学校

(単位：人・クラス)

学校名	学年	1年		2年		3年		4年		5年		6年		支援 児童数	計
		児童数	支援												
桜岡	男	41	5	25	7	40	7	40	13	34	8	25	5	45	250
	女	35	4	27	2	39	4	32	3	23	1	40	2	16	212
	計	76	9	52	9	79	11	72	16	57	9	65	7	61	462
	学級数	3		2		3		3		2		2		11	26
三里	男	1	0	7	0	4	0	7	2	1	0	2	1	3	25
	女	3	0	2	1	5	0	1	1	8	1	8	1	4	31
	計	4	0	9	1	9	0	8	3	9	1	10	2	7	56
	学級数	1		1		1		1		1		1		2	8
晴田	男	13	5	17	10	15	12	19	3	28	5	20	7	42	154
	女	25	2	18	1	17	0	19	2	28	0	27	1	6	140
	計	38	7	35	11	32	12	38	5	56	5	47	8	48	294
	学級数	2		2		1		2		2		2		9	20
岩松	男	8	0	14	1	16	0	13	3	10	4	14	1	9	84
	女	8	1	14	1	10	0	8	2	9	1	14	1	6	69
	計	16	1	28	2	26	0	21	5	19	5	28	2	15	153
	学級数	1		1		1		1		1		1		3	9
三日月	男	57	6	56	7	58	4	48	9	56	0	56	6	32	363
	女	50	3	61	2	47	5	60	2	54	1	67	5	18	357
	計	107	9	117	9	105	9	108	11	110	1	123	11	50	720
	学級数	4		4		3		4		4		4		10	33
牛津	男	24	4	22	3	29	9	33	3	37	8	21	7	34	200
	女	20	2	27	2	29	3	28	9	28	5	28	0	21	181
	計	44	6	49	5	58	12	61	12	65	13	49	7	55	381
	学級数	2		2		2		2		2		2		10	22
砥川	男	10	1	6	2	9	2	5	1	5	4	5	2	12	52
	女	5	0	13	2	9	1	7	0	7	0	10	1	4	55
	計	15	1	19	4	18	3	12	1	12	4	15	3	16	107
	学級数	1		1		1		1		1		1		3	9
芦刈	男	14	3	9	5	18	2	10	1	14	3	11	3	17	93
	女	10	1	15	2	18	2	18	2	21	1	12	4	12	106
	計	24	4	24	7	36	4	28	3	35	4	23	7	29	199
	学級数	1		1		2		1		1		1		5	12
計	男	168	24	156	35	189	36	175	35	185	32	154	32	194	1,221
	女	156	13	177	13	174	15	173	21	178	10	206	15	87	1,151
	計	324	37	333	48	363	51	348	56	363	42	360	47	281	2,372
	学級数	15		14		14		15		14		14		53	139

※各学年の支援児童数は、児童数の外数になっている。

※晴田小2年生は基礎定数枠を用いて2学級で運用している。

## (2) 中学校

(単位：人・クラス)

学校名	学年	1年		2年		3年		支援	計	
		区分	生徒数	支援	生徒数	支援	生徒数	支援		
小城	男	67	16		65	12	82	5	33	247
	女	78	7		80	6	73	0	13	244
	計	145	23		145	18	155	5	46	491
	学級数	5			4		4		9	22
三日月	男	58	2		52	6	58	2	10	178
	女	48	1		59	1	64	2	4	175
	計	106	3		111	7	122	4	14	353
	学級数	4			3		4		3	14
牛津	男	37	6		34	8	39	12	26	136
	女	31	5		35	1	39	5	11	116
	計	68	11		69	9	78	17	37	252
	学級数	2			2		3		7	14
芦刈	男	15	3		18	1	11	2	6	50
	女	21	3		12	0	16	3	6	55
	計	36	6		30	1	27	5	12	105
	学級数	2			1		1		2	6
計	男	177	27		169	27	190	21	75	611
	女	178	16		186	8	192	10	34	590
	計	355	43		355	35	382	31	109	1,201
	学級数	13			10		12		21	56

※各学年の支援生徒数は、生徒数の外数になっている。

## 2. 学校勤務職員数（令和7年5月1日現在）

(単位：人)

学校名	校長名	教職員数							市職員数 (会計年度任用職員)							合計		
		校長	副校長	教頭	主幹	指導教諭 教諭講師	養護教諭 助教諭	事務職員	栄養教諭	計	子どもサボーター	用務員	司書	養護	事務員	栄養職員	調理員	
桜岡小	大園 和則	1		1		35	1	2		40	4	1	1		1		7	47
三里小	山崎 工	1		1		9	1	1		13	1	1	1		1		4	17
晴田小	高山 健	1		1		25	1	1		29	4	1	1		1		7	36
岩松小	真子 靖弘	1		1		11	1	1		15	2	1	1		1		5	20
三日月小	西村 雪彦	1		2	1	39	1	2	1	47	4	1	1		1		7	54
牛津小	真子 真波	1		1		32	2	1	1	38	3	1	1		1		6	44
砥川小	野田 経代	1		1		13	1	1		17	2	1	1		1		5	22
芦刈瀬瀬校	藤田 浩巳	1	1	2		26	2	3	1	36	2	1	1		1		7	12
小城中	平石 義治	1		1	1	39	1	2	1	46	1	1	1		1		4	50
三日月中	原田 常昭	1		1		24	2	1		29	1	1	1		1		4	33
牛津中	秀島 邦治	1		1		22	1	1		26	1	1	1		1		4	30
計		11	1	13	2	275	14	16	4	336	25	11	11	0	11	0	7	65

※産休・育休職員含む。

### 3. 学校医一覧

(任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日)

学校医 学校名	内科	耳鼻科	眼科	歯科	薬剤師	
桜岡小	伊東 浩章	上坂 政勝 (上坂 宏)	前田 友子	平山 輝久	今泉 徳子	
三里小	酒井 正平		木下 明夫	尾鷺 俊行	赤坂 太	
晴田小	野田 和人			行武 正昇	石松 康二	
岩松小	平松 宏章			船津 裕一	藤田 瞳也	
三日月小	江口 尚久	林田 精一郎	前田 友子	原田 雄一	武田 憲二郎	
	稻田 成安			船津 裕一		
牛津小	大島 勝也			山崎 克彦	白木 貴史	
砥川小	島内 義弘		野口 智	酒井 貴芳		
芦刈観瀬校(芦刈小)	原野 裕子	林田 精一郎		副島 渉	福田 勝宏	
芦刈観瀬校(芦刈中)						
小城中	平松 宏章	上坂 政勝	前田 友子	藤田 寛	池田 周平	
三日月中	眞鍋 靖史	林田 精一郎		川副 弘之	武田 憲二郎	
牛津中	井上 美帆			富田 知孝	赤坂 太	

## 第2章 豊かな心を育む教育の推進

### 第1節 方針と施策

#### 1. 方針

子どもたち一人一人の特性に応じた就学支援や学校・家庭における教育相談に関し、子ども支援センターでの電話相談や来所相談、巡回相談、訪問面接を行っていきます。毎月10日を「いじめ防止、心を考える日」とし、いじめ防止のための啓発活動を推進していきます。

また、小中学校には、スクールカウンセラー（不登校や悩み、いじめなどの相談）やスクールソーシャルワーカー（家庭の教育環境改善相談）を配置し、児童生徒やその保護者、教職員への支援体制の充実を図ります。

#### 2. 現状と課題

##### （1）心の問題への対応

いじめ問題については、各学校の定義の認識が共有され、小さないじめを見逃さない意識が高まり、認知件数が年々増加しています。そのことがいじめの未然防止や早期発見につながっています。不登校については、中学校の不登校生徒数の出現が多くなっていますが、ここ数年間は小学校高学年においても不登校や不登校傾向の児童数が増加傾向にあります。

このような様々な不適応行動を起こす児童生徒が抱える問題に対し、未然防止や早期発見、早期対応など適切に対応できるように教職員の教育相談の力量の向上や校内体制を整え、引き続き子ども支援センター、スクールカウンセラーなどをはじめとして関係機関等との連携の強化に取り組む必要があります。また、SNS上での誹謗中傷や画像等でのトラブルやいじめにつながるケースも増加していますので、インターネット等の使用について継続的に啓発していきます。

##### （2）特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒の人数は年々増加傾向にあります。特別支援教育では、本人の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う必要があります。

そのため、特別支援教育についての理解を深める研修会の開催や、日々子どもたちを支援する「子どもサポーター」の配置などを行ってきました。

今後さらに充実したものとなるよう、学校における支援体制の充実や対応の研究改善を求められており、関係機関との連携を図り、小中学校での対応力を高めます。

### 3. 基本事業と具体的取り組み

#### (1) 心の問題への対応

目 標	具 体 的 取 組
① いじめなどの問題行動や不登校などの不適応行動を起こす児童生徒が抱える心の問題に対し、教職員の資質向上、生徒指導体制・教育相談体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども支援センターでの教育相談事業</li><li>・「いじめ防止、心を考える日」(毎月10日)の設定</li><li>・いじめ問題への対応(アンケート、関係機関との連携等:小中学校におけるいじめ0宣言)</li><li>・いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会の開催</li></ul>
② 子ども支援センターを中心とした教育相談や指導体制の確立及び支援体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"><li>・不登校対策事業(子ども支援センター「ほたる」)</li><li>・別室における学校生活支援事業(小城中、三日月中、牛津中、芦刈観瀬校)</li><li>・スクールカウンセラー配置事業(各小中学校)</li><li>・「心の教室相談員」配置事業(各中学校)</li><li>・「子ども支援ボランティア」配置事業(各小学校)</li><li>・スクールソーシャルワーカー配置事業(各小中学校)</li><li>・スクールサポーター配置事業(警察官OB配置)</li></ul>

#### (2) 特別支援教育の充実

目 標	具 体 的 取 組
障がいのある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を養うことができるよう、一人一人の教育ニーズに応じた適正な就学指導、支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"><li>・就学相談事業</li><li>・教育支援委員会の実施</li><li>・子ども支援センターでの相談事業(来所相談、巡回相談等)</li><li>・子どもサポーター配置事業(各小中学校)</li><li>・特別支援教育エリアリーダーとの連携</li></ul>

## 第2節 関係資料

### 1. 子ども支援センター

令和6年度における教育相談の実績状況

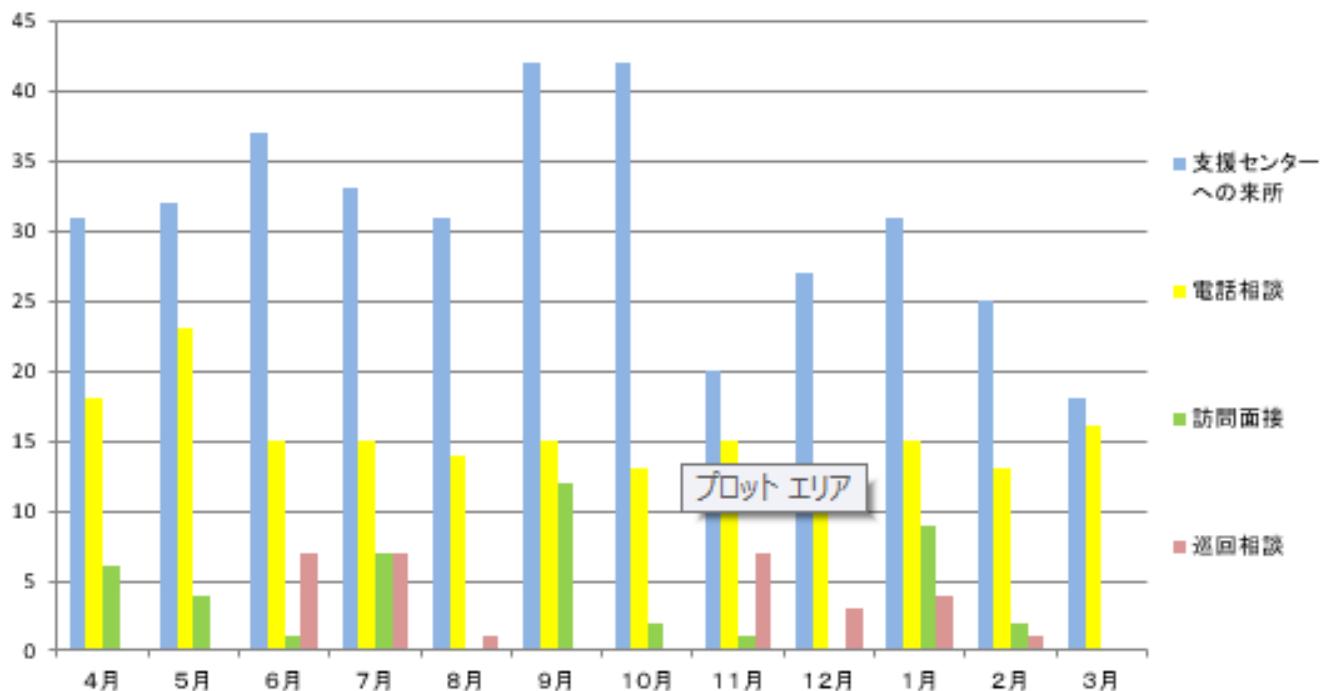
(単位:件)

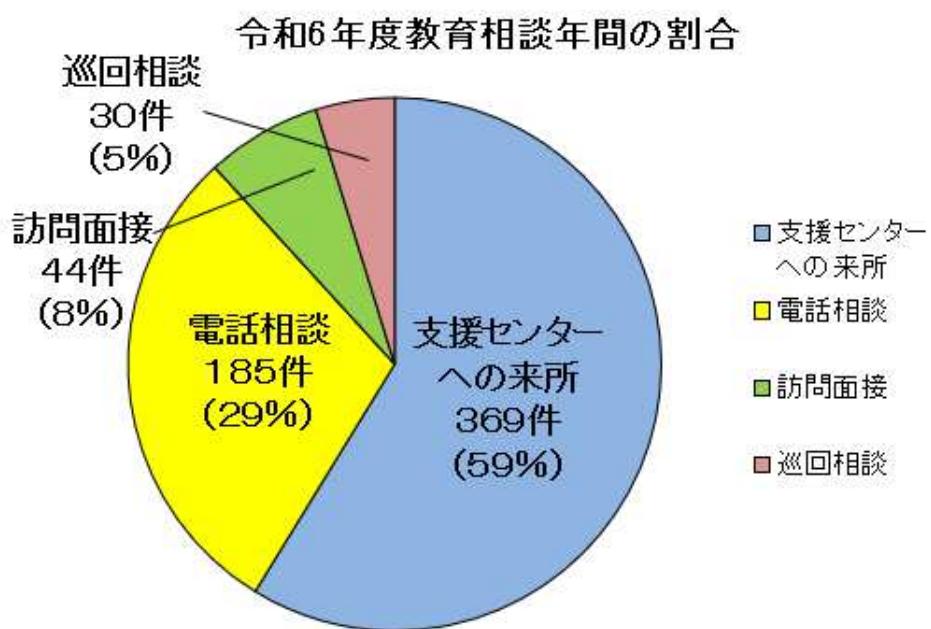
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
支援センターへの来所	31	32	37	33	31	42	42	20	27	31	25	18	369
電話相談	18	23	15	15	14	15	13	15	13	15	13	16	185
訪問面接	6	4	1	7	0	12	2	1	0	9	2	0	44
巡回相談	0	0	7	7	1	0	0	7	3	4	1	0	30
計	55	59	60	62	46	69	57	43	43	59	41	34	628

### 2. 小城市子ども支援センター機構図

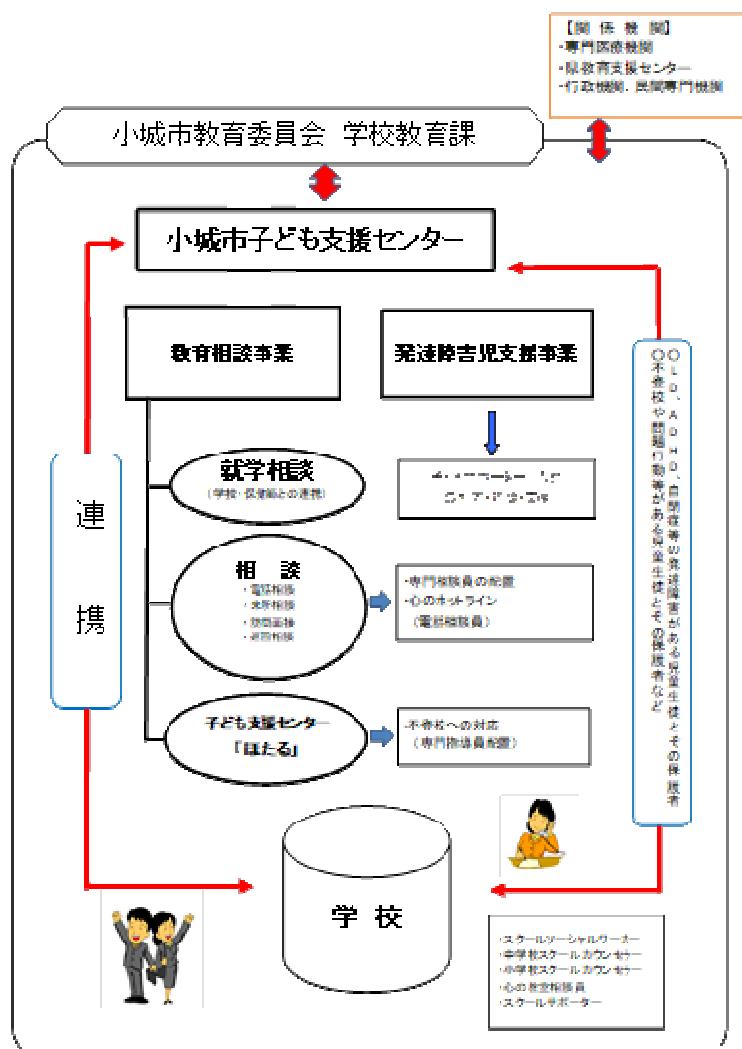
(単位:件)

令和6年度における教育相談の実績(月別)





## 2. 小城市子ども支援センター機構図



# 第3章 健やかな体づくりの推進

## 第1節 方針と施策

### 1. 方針

子どもたちが学校給食を通して、食の大切さを学ぶ教育の推進を図ります。

子どもたちの丈夫な体を作るために、地産地消の推進による安全安心な給食を提供するとともに、食物アレルギーを有する子どもたちにも対応した給食の提供に努めます。

### 2. 現状と課題

#### (1) 学校給食施設の充実と食育の推進

安全でおいしい給食を子どもたちに提供するための施設整備、職員の適正配置、安定雇用、給食費の滞納問題への対応などを進めていく必要があります。

給食施設においては、学校給食衛生管理基準に沿った新しい給食センターを建設し、食物アレルギー専用調理室を整備したことにより、安全安心な給食を提供していきます。

食育推進のために、学校での指導等と合わせて家庭や地域と連携し、子どもたちに正しい食習慣を身につけ、食べることに感謝する心や、地域の食文化を大切にする心を育む必要があります。

### 3. 基本事業と具体的取り組み

#### (1) 学校給食施設の充実と食育の推進

目 標	具 体 的 取 組
① 食物アレルギーによる事故を防止します。	・「学校生活管理指導表」に基づく食物アレルギー対応と事故防止のための職員研修
② 地産地消を取り入れた学校給食を通して、食の大切さを学ぶ教育を推進します。	・学校給食週間の実施 ・ふるさと食の日実施（地産地消食育推進） (年2回) ・食に関する教育指導（食事状況調査等）
③ 安全でおいしい学校給食を提供するため、安全衛生管理の徹底を図ります。	・HACCPの概念に基づいた施設の運用

#### (2) 学校給食施設の状況

施設名	小城市学校給食センター	小城市芦刈給食センター
竣工年月日	令和5年7月	平成24年3月
構 造	鉄骨造	鉄骨造
面 積	2, 313 m <sup>2</sup>	476 m <sup>2</sup>
方 式	ドライ方式	ドライ方式
食 数	3, 653食	350食
給食提供校等	小城町、三日月町及び牛津町内の 小・中学校及び晴田幼稚園	芦刈観瀬校

## 第2部 子育て支援の充実

### 第1章 子育て環境の充実

# 第1章 子育て環境の充実

## 第1節 方針と施策

### 1. 方針

人間形成の基礎を身につける極めて大事な就学前の時期に、小城市内の子どもたちが安全・安心な幼児教育・保育施設で、基本的生活習慣の自立をはじめとした「生きる力」を育み、次代を担う人材として成長していくことができるよう幼児教育・保育の充実を図ります。

その方策として、「小城市子ども計画」に基づく保育給付・教育給付、保育の必要性の認定、一時預かり事業、延長保育事業等に取り組むとともに、公立幼稚園・公立保育園の再編や私立園の支援など入所定員の確保に努めます。

また、幼児教育・保育の内容について、平成30年4月に新たな「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「認定こども園教育・保育要領」が施行され、“3歳以上の子どもについては共通で同等の教育を行う”とされました。

国から示された“幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿”を実現できるよう、また、支援の必要な子どもと保護者への対応もしっかりとできるよう、園内研修や幼児教育・保育ネットワーク等による職員研修の充実や、幼保小連携ネットワークでの情報の共有化等に取り組んでいきます。

放課後児童クラブでは下校後の児童に対して健全で安全な居場所の環境づくりを行い、子育ての経済的支援としては、修学資金の貸付及び就学援助、特別支援教育就学奨励費を支給し、平等に教育を受ける機会を失わないよう、支援を行います。

### 2. 現状と課題

#### (1) 幼児教育・保育の充実

新制度による入所要件の緩和や幼児教育無償化に向けた保育料軽減などの施策に加え、令和6年12月に国が発表した「保育施策の新たな方向性」において「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」、「全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」、「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を柱として、各種取組を推進していくとされています。

小城市でも、保護者のニーズに応えられるよう、保育定員の確保を念頭においた私立園の支援などに努めていくとともに、公立施設の再編等による幼児教育・保育施設の適正配置や保育士確保に努め、受け入れ態勢を整える必要があります。

一方、今後の少子化問題や財源確保の問題もあり、人口の流動状況や国の方針を見据えた対応も必要です。

#### (2) 地域における子育て支援サービスの充実

共働き、核家族の増加といった現状の中、子育て世代の仕事と生活の調和を目指し、放課後児童健全育成事業や放課後子ども教室に取り組んでいます。

修学資金の貸付については、平等に教育を受ける機会を失わないよう小城市育英資金貸付制度及び小城市小柳育英資金貸付制度の周知を図るとともに、貸付制度の健全な運営を行っています。また、社会状況の変化に伴い、国では高等学校等就学支援金の対象の拡大など就学支援制度改革が進められましたが、小城市では給付型育英資金事業において高校生に育英資金の給付を行っています。

また、経済的な理由で、就学に支障をきたす児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助する就学援助と、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減する特別支援教育就学奨励費の支給を行っています。特別支援学級の就学者は増加傾向にあり、援助に要する費用も増加しています。

放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブについては、国・県の補助要件や保護者のニー

ズに対応して、専用施設整備など施設見直しによる定数の変更を行い、平成29年度より小学校6年生までの受入れを実施しています。今後、保護者ニーズが増大する中、施設の拡充や支援員の確保が喫緊の課題です。

### 3. 基本事業と具体的取り組み

#### (1) 幼児教育・保育の充実

目 標	具 体 的 取 組
① 幼児教育・保育事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育園保育事業（小城・砥川）</li> <li>・公立幼稚園幼児教育事業（晴田）</li> <li>・公立認定こども園幼児教育・保育事業（三日月）</li> <li>・子どものための教育・保育給付事業</li> <li>・子育てのための施設等利用給付事業</li> <li>・就学前相談、巡回相談事業</li> <li>・子どものための特別教育・保育事業（私立保育園延長保育、障がい児保育補助、私立幼稚園一時預かり）</li> <li>・医療的ケア児保育支援事業</li> </ul>
② 職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園訪問事業</li> <li>・幼児教育・保育ネットワーク事業 (幼児教育・保育ネットワーク会議、幼保小連携ネットワーク会議、幼児教育・保育ネットワーク研修)</li> </ul>
③ 幼児教育・保育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育園施設維持管理事業（小城・砥川）</li> <li>・公立幼稚園施設維持管理事業（晴田）</li> <li>・公立認定こども園施設維持管理事業（三日月）</li> <li>・私立保育所等整備補助事業</li> <li>・公立幼稚園・保育園民営化事業</li> <li>・社会福祉法人（保育所）の認可及び指導監査</li> <li>・小規模保育施設の認可及び指導監査</li> </ul>

#### (2) 地域における子育て支援サービスの充実

目 標	具 体 的 取 組
① 経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育英資金貸付事業</li> <li>・給付型育英資金事業</li> <li>・就学援助事業</li> </ul>
② 安全・安心な子どもの居場所づくり推進	<p>[ 放課後児童クラブの充実 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員安定雇用のための業務委託</li> <li>・開設時間、受け入れ学年の拡大</li> </ul> <p>《放課後子ども教室との連携》</p>

## 第2節 幼児教育・保育目標と重点項目

園名	幼児教育・保育目標	重 点 項 目
晴田幼稚園	<p>心豊かで、明るくたくましい子どもを育てる        ・明るく元気な子ども        ・様々な人とかかわって遊べる子ども        ・豊かな心をもつ子ども        ・自分で考え、つくり出す子ども</p> <p>子ども一人一人の思いに寄り添い、遊びたくなるような環境構成を工夫し、自主性を發揮してのびのびと遊び込む（遊びに熱中し満足する）子どもの育成を図る。また、子ども同士をはじめ様々な人の関わりを通して、自己を発揮し、人との関わりや地域のよさを楽しむ子どもの育成を目指す。</p>	<p>4歳児『自分の思いを出し、友だちとかかわりながら遊びを楽しむことができる』        5歳児『友だちのよさを認め、つながりを感じながら、意欲的に遊びや生活に取り組むことができる』</p>
小城保育園	<p>・元気で明るい子ども        ・自然の中でのびのび遊ぶ子ども        ・友だちと仲良く遊べる子ども        ・優しく思いやりのある子ども        ・自分の思いを表現できる子ども</p> <p>今日の遊び！明日へのステップ！        ~子どもも保護者も保育者も笑顔で過ごせる園を目指して~ をスローガンに、子ども一人一人の育ちを大切にし、保護者や地域からも信頼される楽しい保育園を目指す。</p>	<p>0歳児『生理的欲求を満たし、応答的なかかわりの中で人との信頼関係をつくる』        1歳児『温かいのかかわりの中で信頼関係を築き、行動範囲を広げ探索活動を盛んにする』        2歳児『「自分で」という気持ちをもち、生活や遊びを通して簡単な身の回りのことをしようとする』        3歳児『基本的生活習慣を身に付け、保育者や友だちと楽しく過ごす』        4歳児『友だちとかかわりながら、いろいろな活動に興味をもち保育者や友だちとのかかわりを広げる』        5歳児『友だちと一緒に意欲をもって取り組み、主体的に行動して充実感を味わう』</p>
砥川保育園	<p>元気いっぱい笑顔かがやく子ども        ・元気で明るい子ども        ・やさしく思いやりのある子ども        ・思ったこと考えたことを言える子ども</p> <p>一人一人の育ちや思いを尊重し、安心できる保育者のもとで生活習慣を整え豊かな心と体を育てる。        やりたい遊びを実現できるような環境やかかわりを実践し、主体性を育てる保育を目指す。</p>	<p>0歳児『保育者と愛着関係を築きながら安心して過ごす』        1歳児『保育者と信頼関係を育む中で、身近なものに関わり探索活動を楽しむ』        2歳児『保育者との安定したかかわりの中で、思いや欲求を伝えようとする』        3歳児『自分の気持ちを表現しながら、保育者や友だちと遊ぶ楽しさを味わう』        4歳児『保育者や友だちとの関わりを広げながら、やりたい遊びを十分に楽しむ』        5歳児『園生活を楽しむ中でいろいろな遊びに興味を持ち、主体的に行動して充実感を味わう』</p>
認定こども園 三日月幼稚園	<p>・明るく元気な子ども        ・心のやさしい子ども        ・すすんで取り組む子ども</p> <p>「よく食べ、よく寝て、よく遊ぶ、笑顔輝く子ども」をスローガンに掲げ、「遊び」を見つめてわくわくどきどきと出会えることを大切にし、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を育てる。        家庭、地域、小学校との連携を大切にし、子ども達が様々な人々と安心して楽しく過ごせる園を目指す。</p>	<p>0歳児『安全な環境の中で生理的欲求を満たし、情緒の安定を図り安心して過ごせるようにする』        1歳児『安心できる環境の中で一人一人の欲求を満たし、情緒の安定と健やかな成長を育む』        2歳児『保育者や友だちとの関わりの中で欲求や思いを受け止めてもらいながら安心して過ごす』        3歳児『保育者や友だちに親しみを持ち、友だちと関わりながら安心して自分のしたい遊びを楽しむ。』        4歳児『自分の思いを伝えたり、友だちの思いに気付いたりしながら、ともに生活することを楽しむ。』        5歳児『友だちとかかわる中で、思いを出し合いながら互いのよさを認め合い、共に生活することを楽しむ』</p>



施設区分			1号					2号・3号						合計	
			2歳	3歳	4歳	5歳	小計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
幼稚園	公立	管内	0	5	4	9								9	
		管外	0	0	0	0								0	
		合計	0	5	4	9								9	
		定員	20	35	35	90								90	
保育園	公立	管内						5	13	19	27	23	25	112	
		管外						0	0	0	0	0	0	0	
		合計						5	13	19	27	23	25	112	
		定員						19	34	37	39	54	54	237	
	私立	管内						11	45	43	60	59	59	277	
		管外						0	1	1	1	2	1	6	
		合計						11	46	44	61	61	60	283	
		定員						34	104		207		345	345	
認定こども園	公立	管内	0	13	14	8	35	3	10	11	19	21	22	86	
		管外	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	3	
		合計	0	13	14	8	35	3	11	11	20	22	22	89	
		定員	0	20	22	25	67	9	12	12	20	25	25	103	
	私立	管内	1	49	34	38	122	26	114	122	144	146	143	695	
		管外	0	0	1	2	3	1	2	8	1	2	3	17	
		合計	1	49	35	40	125	27	116	130	145	148	146	712	
		定員		165		165		82	257		496		835	1000	
小規模施設	私立	管内						5	20	12				37	
		管外						1	0	2				3	
		合計						6	20	14				40	
		定員						15	40					55	
事業所内保育施設	私立	管内						1	8	11				20	
		管外						3	7	3				13	
		合計						4	15	14				33	
		定員						24	18	18				60	
管内施設合計		管内	1	62	53	50	166	51	210	218	250	249	249	1227	
		管外	0	0	1	2	3	5	11	14	3	5	4	45	
		合計	1	62	54	52	169	56	221	232	253	254	253	1269	
		定員		322		322		183	532		920		1635	1957	
広域施設合計 (公立・私立)		管内	1	12	12	17	42	8	39	37	36	41	46	207	
総合計		管内	2	74	65	67	208	59	249	255	286	290	295	1434	
		管外	0	0	1	2	3	5	11	14	3	5	4	45	
		合計	2	74	66	69	211	64	260	269	289	295	299	1476	
		定員		322		322		183	532		920		1635	1957	

※総合計は、企業主導型を除く。

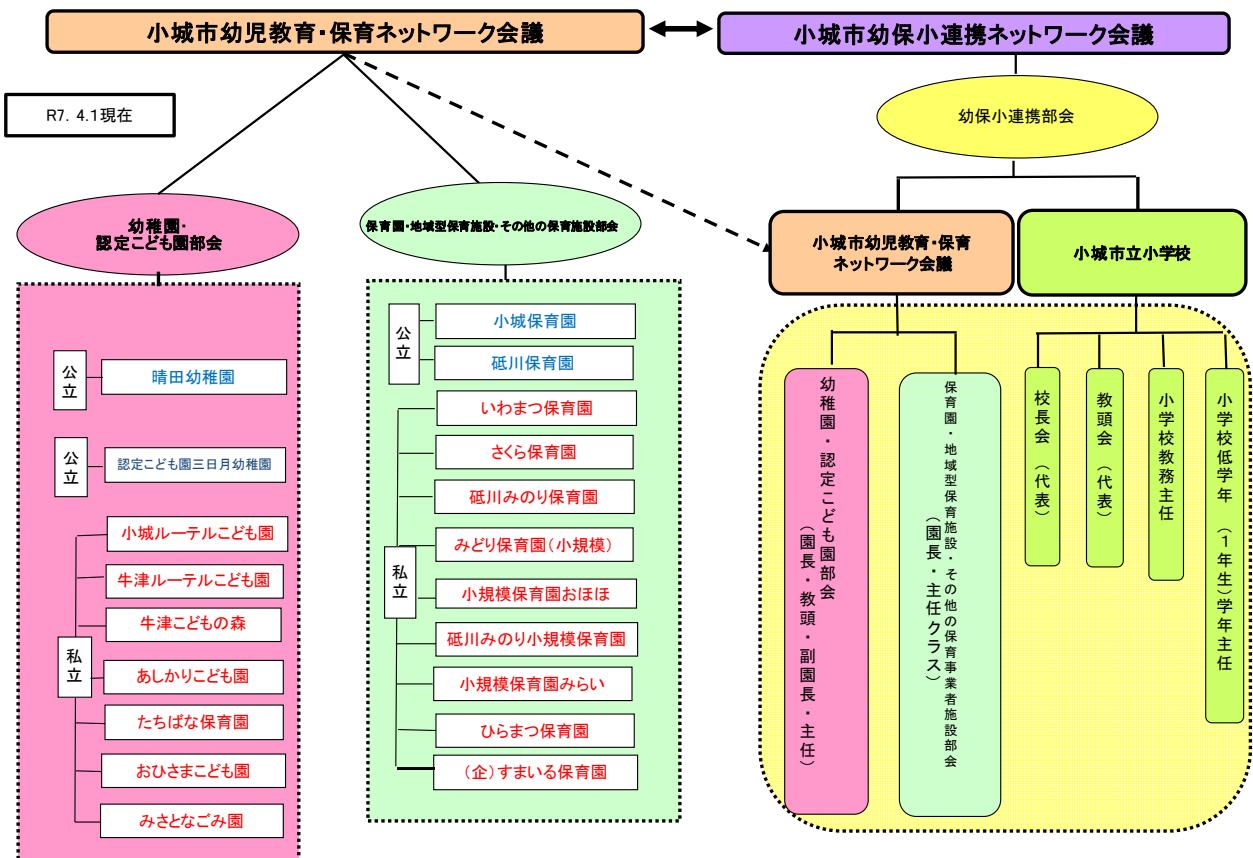
## (2) 保育園・幼稚園・認定こども園園医一覧

(任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日)

園 医 園 名	内 科	歯 科	薬剤師
小城保育園	山口 秀人	藤田 寛	—
砥川保育園	戸塚 和敏	尾鷺 俊行	—
晴田幼稚園	野田 和人	藤田 寛	石松 康二
認定こども園 三日月幼稚園	眞鍋 靖史	林田 俊彦	武田 憲二郎

## (3) 小城市幼児教育・保育ネットワーク組織図

(令和7年4月1日現在)



#### (4) 小城市育英資金・小城市小柳育英資金貸付事業

##### ① 目的

向学心に富み、かつ、有能な資質を有する学生で、経済的な理由により修学困難な者に対して、学資金の貸付けを行い、将来有為な人材を養成することを目的としています。

##### ② 資格要件

国公私立大学（短大と大学院を含む）、高等専門学校、高等学校（定時制を含む）、または専修学校（修学年限が2年以上に限る）への進学予定者、または在学生が対象で、次の要件をすべて満たすことが必要です。

1. 小城市に保護者等の住所があること。
2. 勉学に意欲があること。
3. 学資の支弁が困難であること。
4. 心身が健全で学力が優れていること。

##### ③ 貸付金額（年額）

※貸付金は無利子です。

大学等	240,000 円	高等学校	120,000 円
高等専門学校	180,000 円	専修学校	240,000 円

##### ④ 貸付期間

在学する各学校の正規の修学期間の範囲内。ただし、専修学校は修学年限が2年以上の専門課程に限ります。

##### ⑤ 令和7年度の新規貸付

小城市育英資金：2人 小城市小柳育英資金：なし

#### (5) 小城市給付型育英資金事業

##### ① 目的

意欲と能力を有し進学の目的及び進学後の人生設計が明確である学生が経済的な理由により進学を断念することがないよう、学資金を給付することにより社会に貢献する人材を養成することを目的としています。

##### ② 資格要件

高等専門学校又は高等学校（定時制を含む。）に在学し、次の要件をすべて満たすことが必要です。

1. 市内に保護者等の住所があること。
2. 学業人物とも優秀と認められること。
3. 学資の支弁が困難であること。
4. 小城市立中学校の卒業者であること。

##### ③ 給付金額

月額 20,000 円

##### ④ 給付期間

3年間

##### ⑤ 令和7年度の新規給付

4人

(6) 就学援助の状況

(単位：人、円)

年度	就学援助（要保護）		就学援助（準要保護）		特別支援教育就学援助費	
	認定者数	援助費	認定者数	援助費	認定者数	援助費
令和4年度	5	9,493	359	27,882,624	240	8,467,044
令和5年度	6	60,573	347	28,184,819	237	8,330,781
令和6年度	6	105,060	345	29,346,452	254	9,054,833

※就学援助（準要保護）には、新入学用品費入学前支給分を含む。

(7) 小城市放課後児童クラブの状況

(令和7年5月1日現在 単位：人)

小学校	桜岡1		桜岡2		桜岡3		桜岡4		三里		晴田1		晴田2																	
定員	45		45		30		40		20		60		30																	
入級許可数	45		45		30		32		15		52		22																	
学年	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6						
人数	24	10	4	7	0	0	21	16	6	1	1	0	10	8	9	2	1	0	0	0	19	8	4	1	1	8	3	2	1	0
支援員配置数	5		5		4		5		5		6		5																	

小学校	岩松1		岩松2		三日月1		三日月2		三日月3		三日月4		牛津1																													
定員	50		50		70		70		40		20		45																													
入級許可数	34		15		70		70		40		20		44																													
学年	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6																		
人数	7	11	7	5	2	2	3	5	2	2	2	1	31	20	8	8	2	1	31	24	7	8	0	0	17	9	7	5	0	2	0	0	13	6	1	0	16	13	7	5	3	0
支援員配置数	5		4		8		8		5		3		5																													

小学校	牛津2		牛津3		砥川		芦刈1		芦刈2		合 計	
定員	45		35		60		60		35		850	
入級許可数	43		35		40		37		20		709	
学年	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
人数	16	13	6	5	3	0	0	6	12	5	10	2
支援員配置数	5		4		5		4		3		94	

## 第3部 青少年の健全育成

第1章 青少年健全育成環境づくり

第2章 青少年の地域活動の促進

# 第1章 青少年健全育成環境づくり

## 第1節 方針と施策

### 1. 方針

学校・家庭・地域など、青少年育成に取り組む関係者が、協働・連携して環境浄化活動や子どもを見守る活動などを行い、青少年を健全に育む社会環境を整えます。

### 2. 現状と課題

急速な少子化の進行は、将来の社会経済全体に極めて深刻な影響を与える事が懸念されています。また、核家族化が進行し、地域においても人と人とのつながりが希薄化しています。

少子化と人口の減少は、子ども同士が切磋琢磨し、社会性を育みながら成長していく機会を減少させ、社会的に自立した個人として成長していく事を困難にする恐れがあります。

さらに、スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴い、子どもたちが長時間利用することによる生活習慣の乱れや学力低下への影響が懸念されるとともに、犯罪の被害者、時には加害者にもなるという問題も生じています。

次代を担う子どもたちが健やかに育成される環境の整備を進めるとともに、学校、家庭、地域等が一体となり社会全体で支援する市民意識を高めていく必要があります。

また、地域社会とともに生きていけるよう地域の人々との相互の触れ合いを通して地域連帯感を確立することが必要です。

### 3. 基本事業と具体的取り組み

#### (1) 青少年の育成と育成環境の強化

目 標	具 体 的 取 組
①青少年育成事業 青少年の体験・交流活動やボランティア活動、地域活動、文化・スポーツ活動への参画機会の充実を図るとともに、学校と地域の協働の取り組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもクラブドッヂビー大会事業</li><li>・こどもまつり事業</li><li>・夏期作品展事業(牛津)</li><li>・砥川地域連携室の運営（牛津）</li><li>・学校地域夢つなぎ応援事業（芦刈）</li></ul>
②放課後子ども教室事業 青少年の居場所づくりを地域と一体となって進めます。	<ul style="list-style-type: none"><li>・桜岡子ども教室事業（小城）</li><li>・岩松土曜寺子屋事業（小城）</li><li>・晴田青少健土曜教室事業（小城）</li><li>・三里ふれあい自然塾事業（小城）</li><li>・三日月遊べる公民館事業</li><li>・津の里ミュージアム事業(牛津)</li><li>・あしかりちゃんじすぐーる事業</li><li>《放課後児童クラブとの連携》</li></ul>
③青少年育成市民会議団体支援事業 青少年育成市民会議の一層の充実を図るとともに、各校区の青少年育成会など関係機関・団体が一体となった青少年健全育成のネットワークを形成し、活動を強化します。	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区青少年育成会支援事業</li></ul>

## 第2章 青少年の地域活動の促進

### 第1節 方針と施策

#### 1. 方針

各公民館・支館を中心とした青少年が安全・安心に活動できる拠点づくりを目指します。

また、地区子どもクラブなどの地域活動を支援するとともに、地域の特性を生かした体験活動を行います。

#### 2. 現状と課題

近年の子どもクラブは、少子化の進行や人口の流入出とあいまって加入しない子どもも増え、隣接する地区と連携してイベントや大会への参加など、合同で活動する子どもクラブもでてきており、各地域での子どもクラブ活動や伝統行事の継続が難しくなっている状況が見受けられます。

生活スタイルや価値観が多様化し、また、子どもも親も忙しい状況の中、地域の育成者として子どもの体験活動の場や機会の提供を維持していくためには、学校、家庭、地域、民間団体、民間企業等がそれぞれの役割や責任を適切に果たし、更に連携していく必要があります。

#### 3. 基本事業と具体的取り組み

##### (1) 家庭教育と地域活動の支援

目 標	具 体 的 取 組
①家庭教育支援事業 保護者や子どもに対する家庭教育機能の向上、支援の充実については、広報・啓発活動や情報提供など学校や専門の関係機関等が連携を密にした取組の促進に努めます。	・「早寝早起き朝ごはん」運動の推進 ・「家庭の日」(第3日曜日)の推進 ・スマート等利用の家庭ルール作成の推進
②健全な社会環境づくり 青少年の問題は大人の問題として、有害環境の浄化や非行の防止等を図るため、関係機関・団体を中心とした市民の主体的な活動を促します。 また、家庭や学校、地域等と連携を密にし、健全な社会環境づくりに努めます。	・青色防犯パトロール活動の支援 ・地域環境点検活動の支援 ・街頭指導活動の支援

## 第2節 委員会・各種団体等

### (1) 小城市青少年育成市民会議

小城市的未来を担う青少年が心身ともにたくましく成長していくために、小城市青少年育成市民会議では、明るく温かい家庭と、ふれあいのある地域社会づくりを目指しています。

今日、子ども、若者を取り巻く社会環境は、核家族化、地域社会の連携の希薄化、インターネット普及による弊害、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫など、依然として大変厳しいものとなっており、青少年の自立をめぐる問題も深刻化しています。

このような中、青少年の可能性を最大限に發揮できるようにしていくためには、学校・家庭・地域で連携・協力を図りながら、子どもたちの成長を見守っていくことが大切です。

そのためには、各地区育成会を軸として、関係機関や各種団体との連携、強化に努め、地域の連帯意識を高める活動に取り組み、学校・家庭・地域との情報を共有し、青少年の健全育成に取り組んでいくことが不可欠です。

また、青少年が小城市的恵まれた自然の中で、歴史と伝統を受け継ぐことができるよう、地域の伝統行事や文化事業への参加を呼びかけていきます。

そして、基本的な生活習慣を身につける「早寝早起き朝ごはん」運動を推進し、安全・安心な地域社会を目指し、「青色防犯パトロール」「子ども110番の家」の活動を促進、青少年の大切な安らぎの場である、家庭でのふれあいを推進する「家庭の日(第3日曜日)」を推奨するなど、地域全体で青少年の健全育成における活動の推進を図っていきます。

### 重点目標及び主な活動

#### (I) 学校・家庭・地域社会及び関係機関等の連携による安全・安心な環境づくり

- ①あいさつ運動の推進
- ②青色回転灯装備車などによる防犯パトロールの実施
- ③地域の環境点検、危険箇所点検活動の実施
- ④「子ども110番の家」運動の連携・強化

#### (II) 心豊かな明るい家庭づくりの推進

- ①「早寝早起き朝ごはん」運動の展開
- ②家庭教育に係わる事業への積極的な参加の呼びかけ
- ③「家庭の日(第3日曜日)」運動の推進
- ④子どもの読書活動の推進
- ⑤「教育講演会」や「子育て講座」などへの参加の推進

#### (III) 情報化社会を生きぬくための子どもの健全育成の推進

- ①インターネットの適正な活用力育成のための情報モラル教育の充実
- ②携帯・スマホ利用等の家庭ルール作成の推進
- ③通信機器のフィルタリング利用の促進

#### (IV) 歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造し、豊かな心を育む団体活動、自然体験活動及び社会参加体験活動の推進

- ①モデル子どもクラブ事業の実施
- ②地域の伝統行事や社会参加体験活動の推進
- ③自然体験、野外活動体験ができる施設（干潟体験施設など）の活用
- ④子どもクラブドッヂビー大会、ラジオ体操会などへの積極的な参加の呼びかけ
- ⑤子どもクラブ活動の充実、子どもクラブ間の交流とボランティア活動への参加の呼びかけ

## (V) 各地区青少年育成会の活動の推進及び連携・強化

- ①各地区青少年育成会活動の支援
- ②各地区青少年育成会の連携及び情報交換の推進
- ③子ども・若者育成支援指導者の養成推進
- ④「少年少女の声大会」、「モデル子どもクラブ事業」実施及び参加の呼びかけ
- ⑤ながら見守り活動の普及・推進

### ◎ 構成団体

桜岡地区青少年健全育成会	(小城公民館桜岡支館内)
岩松地区青少年健全育成会	(小城公民館岩松支館内)
晴田地区青少年健全育成会	(小城公民館晴田支館内)
三里地区青少年育成会	(小城公民館三里支館内)
三日月地区青少年育成会	(三日月公民館内)
牛津地区青少年育成会	(牛津公民館内)
芦刈地区青少年育成会	(芦刈公民館内)

## (2) 牛津っ子支援ネットワーク

牛津っ子支援ネットワークは、子どもの活動に関する組織団体が、統一した理念の下、民間主導による「学社連携・融合」を目指して、実践していくためのネットワークです。

牛津地区31の関係団体で構成されています。

## (3) 津の里ミュージアム実行委員会

津の里ミュージアム実行委員会は、地域の教育力の再生、安全でかつみんなが安心できる子どもの居場所づくりに貢献することを目的として牛津地区で組織されています。

## (4) 小城市PTA連絡協議会

小城市PTA連絡協議会は、市内の小学校8校及び中学校4校のPTA（育友会）で構成する組織です。

構成PTAの総意を結集し、教育振興に寄与することを目的に、役員会を中心に活発に活動を展開しています。

○ 正会員 2,386人

(令和7年3月現在)

## 第4部 生涯学習・生涯スポーツの充実

第1章 生涯学習・生涯スポーツの環境の充実

第2章 自主的な取り組みの推進

# 第1章 生涯学習・生涯スポーツの環境の充実

## 第1節 方針と施策

### 1. 方針

市民一人一人が主体的な学習活動を行い、生涯にわたり学び続け心豊かに生き生きと暮らしていくための自発的な活動を支援していきます。

地域住民にとって最も身近な学習拠点であり、地域の教育力活性化の拠点として重要な役割を担う公民館や図書館などの社会教育施設において、生涯学習の環境づくりに努めながら、ニーズに応じた情報発信を行います。

また、年齢や性別、障がいなどを問わず、市民が関心、適性に応じてスポーツに参加できる環境を整備することを推進します。また施設の適正な管理を行うことにより、利便性、安全性を向上させ、誰もが安心して利用できる施設を目指します。

### 2. 現状と課題

#### (1) 生涯学習・生涯スポーツ環境

市民の学習ニーズは、多様化、高度化してきており、一人一人が自発的意思をもって取り組める学習活動を行い、まちづくりの一環としてその成果が地域社会の発展に生かされる学習環境づくりが求められています

また、令和6年度市民アンケート調査の結果、生涯スポーツに取り組んでいるとした人が28.5%、そのうち、週3日以上が52.3%で、週3日以上の運動・スポーツの実施率は14.9%と国調査の成人の週3日以上のスポーツ実施率30.3%（令和5年度）には達していない状況です。

このため、ニーズに応じた講座や教室など学習・スポーツに取り組む機会の提供や安全・安心して利用できるよう施設整備、設備の充実が必要です。

#### (2) 図書館事業

市民図書館は、市民の知的自由と生涯にわたる自己学習の場を提供し、教育及び文化の発展に寄与するため、自由で公平な資料と情報を提供することを目的としています。また、人と人、本と人が出会う広場であり、心の安らぎの場所でもあります。そのための雰囲気づくりや事業を行ないながら、市に関する資料を積極的に収集し、市の歴史や文化を伝えていく場として、市民の声を広く聴き、市民とともに育つ図書館を目指しています。

図書館では、三日月館、小城館、牛津分室、芦刈分室を拠点とし、さらに自動車図書館「本丸くん」を市内各所に運行して、市全域に図書館サービスを行っています。また、県内図書館との連携により、図書の相互貸借を行っています。

令和2年度に策定した「第三次小城市子どもの読書活動推進計画」では、広い教養の育成と※家読（うちどく）の推進を行う読書環境づくりの実現を目指したサービスに取り組んでいます。

令和7年度の小城市教育の重点目標のひとつは「広い教養の育成と家読（うちどく）の推進」です。令和4年度から「うちどくノート」を作成し、小学生以下の子どもたちを対象に配布しています。家族で読書を通じたコミュニケーション「本を読んで、家族や地域で話そう！つながろう！」を合言葉に今年度も引き続き家読（うちどく）の推進を目指します。

また自動車図書館「本丸くん」は稼働28年経過し、車体の老朽化が進んでいます。今後の自動車図書館サービスの再構築が課題となっています。

※家読（うちどく）とは・・・

「家庭読書」の略語。家庭で本を読んでコミュニケーションを図り、家族の絆を深めることを目的としています。

### 3. 基本事業と具体的取り組み

#### (1) 安全で快適な生涯学習環境の提供

目 標	具 体 的 取 組
①生涯学習施設管理 生涯学習の拠点である公民館や図書館、歴史資料館等の施設の特性を生かした安全で快適な学習環境の提供と利便性の確保を図ります。また、その他数多く存在する生涯学習関連施設の活用情報の提供に努めます。	・生涯学習センター管理事業 ・野外研修センター管理事業 ・小城町支館(桜岡、岩松、晴田、三里)管理事業 ・牛津公民館管理事業 ・芦刈地域交流センター管理事業
②公民館社会教育事業 地域の特性を生かした独自の自然体験学習プログラムや、各世代、時代に即した市民ニーズに応えるプログラム、行政課題に対応したプログラム等を整備するとともに、生涯学習に関する分かりやすい情報の提供に努め、自発的・継続的な学習を促進します。 また、人権教育についても人権・同和対策室との連携を図ります。	・小城市文化祭事業 ・成人家級事業小城町大人塾 ・女性学級事業(小城) ・高齢者学級事業三日月晚成大学(改修工事のため休止) ・高齢者学級事業(牛津) ・社会人学級プラスワン倶楽部(芦刈) ・社会人権・同和教育集会所運営事業
③社会教育運営事業 「いつでも、どこでも、だれでも」生涯学習に取り組めるよう、市内外の生涯学習関連情報の収集と分かりやすい情報の提供に努めるなど生涯学習を支援する体制の構築を図ります。	・生涯学習推進計画の推進 ・社会教育委員の会議の開催 ・社会教育主事資格の取得 ・社会教育主事の配置 ・生涯学習情報の発信

#### (2) 社会体育施設の安全管理とスポーツ活動の活発化

目 標	具 体 的 取 組
①社会体育運営事業 あらゆるステージにおいて、スポーツ活動を支える団体や指導者、スポーツボランティアの育成を図ります。	・スポーツ推進委員研修の実施 ・各地区へのスポーツサポーターの設置 ・少年・少女スポーツ活動の指針の教示
②体育施設管理事業 体育施設の安全管理に努めます。	・体育施設の指定管理による適正な維持管理
③スポーツ・チャレンジ・フェスタ事業 市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」の立場で関わることで、スポーツを取り組むきっかけづくりと参加者相互のコミュニケーションの場を提供します。	・トップアスリート交流事業 ・スポーツレクリエーション大会事業
④公民館社会体育事業 市民の体力向上及びスポーツを通じた交流・融和を図るため、社会体育事業を実施します。	・小城町女性ミニバレー大会事業 ・小城町民ソフトボール大会事業 ・三日月町ミニバレーboroリーグ戦開催事業 ・牛津町民綱引き大会事業 ・総合型地域スポーツクラブ事業(芦刈)

(3) 図書館事業

目 標	具 体 的 取 組
市内全域に平等で、公平な図書館サービスを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資質向上と多様な資料の収集</li> <li>・学校図書館との連携及び支援事業 　　団体貸出、相互貸借など効率的な貸出の支援</li> <li>・県内図書館との連携</li> <li>・各種イベントの開催 　　ブックリサイクル、1日図書館職員体験、ティーンズイベント、一般向け講座など</li> <li>・おはなし会の充実 　　出張おはなし会、大きなおはなし会、えいごのおはなし会など</li> <li>・おはなしボランティアグループとの連携</li> <li>・自動車図書館「本丸くん」サービスの充実</li> <li>・広域貸出（平成27年4月～）</li> <li>・国立国会図書館デジタル化資料閲覧及び複写サービスの利用促進</li> <li>・家読（うちどく）の推進 　　うちどくノートの配布</li> <li>・第三次小城市子どもの読書活動推進計画の推進</li> <li>・第四次小城市子どもの読書活動推進計画の策定</li> </ul>

## ニュースポーツ教室・スポーツ大会



## 大人塾・社会人学級プラスワン俱楽部



## 放課後子ども教室・こどもまつり



## 市民文化祭



## 二十歳の式典



## 第2節 社会教育・社会体育施設の概要

### 1 公民館等

施設名	所在地	開館年月	構造等 (単位: m <sup>2</sup> )			施設概要
			構造種別	敷地面積	建物面積	
小城公民館	小城町 253-21	平 28. 1				小城市まちなか市民交流プラザ内 1階
小城公民館 桜岡支館	小城町 253-21	平 28. 1				小城市まちなか市民交流プラザ内 2階
小城公民館 岩松支館	小城町 松尾 3780-1	昭 48. 4	鉄骨造り 平屋建	1,819.57	571	集会室、研修室、和室 調理実習室
小城公民館 晴田支館	小城町 晴気 2096-1	昭 54. 4	鉄筋コンクリート 平屋建	1,462	610	集会室、研修室、和室 調理実習室
小城公民館 三里支館	小城町 栗原 1244-1	昭 53. 4	鉄筋コンクリート 平屋建	1,974	563	集会室、研修室、和室 調理実習室
三日月公民館 (小城市生涯 学習センター)	三日月町 長神田 1845	平 8. 3	鉄筋コンクリート 2階建	10,743	3,780	多目的文化ホール 504席 市民図書館、視聴覚室、和室 小中会議室、生活工房
牛津公民館	牛津町 柿樋瀬 1100-1	平 28. 1	鉄筋コンクリート 2階建	1,906.43	1,552.09	1階・ホール、研修室、図書館 分室 2階・研修室、和室
牛津公民館 別館	牛津町 勝 1324-1	平 28. 1	鉄筋コンクリート 2階建	2,013	1,037	1階・研修室 2階・研修室、和室
砥川地域連携 室	牛津町 上砥川 1405	平 28. 9				砥川小学校体育館 2階
芦刈公民館 (芦刈地域交 流センター)	芦刈町 三王崎 349	平 24. 3	鉄筋コンクリート 平屋建	7,280	2,038	1階・会議室A, B 和室A, B 市民活動室、図書館、 多目的ホール、 交流ホール
下畠田 教育集会所	小城町 畠田 634	昭 51. 12	木造平屋建	594	167	小会議室、大会議室、児童室、 調理室、事務室

### 2 研修センター

施設名	所在地	開館年月	構造等 (単位: m <sup>2</sup> )			施設概要
			構造種別	敷地面積	建物面積	
三日月野外 研修センター	三日月町 織島 2-13	昭 61. 4	木造平屋一部 2階建	8,791	469	宿泊棟、研修棟 炊事場、ファイバー広場

### 3 図書館

施設名 内 容	三日月館 (ドゥイング三日月内)	小城館 (桜城館内)	牛津分室 (牛津公民館内)	芦刈分室 (芦刈地域交流センター内)	
敷地面積	10,743 m <sup>2</sup>	4,228 m <sup>2</sup>	—	—	
延床面積	3,619 m <sup>2</sup>	3,497 m <sup>2</sup>	—	—	
うち図書館分	893 m <sup>2</sup>	1,136 m <sup>2</sup>	162 m <sup>2</sup>	172 m <sup>2</sup>	
開館時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日（火～木） 10時から18時</li> <li>・金曜日 10時から19時</li> <li>・土・日・祝日 10時から17時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日（火～金） 10時から18時</li> <li>・土・日・祝日 10時から17時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日（火～木） 10時から18時</li> <li>・土・日・祝日 10時から17時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日（火～木） 10時から18時</li> <li>・土・日・祝日 10時から17時</li> </ul>	
休館日	月曜日 ※月曜日が祝日と重なった場合は火曜日休館 第4木曜日 祝日 (5/5・11/3を除く) 12月29日 ~1月4日 特別整理期間	月曜日 ※月曜日が祝日と重なった場合は火曜日休館 第4木曜日 祝日 (5/5・11/3を除く) 12月29日 ~1月4日 特別整理期間	月曜日・金曜日 ※月曜日が祝日と重なった場合は火曜日休館 第4木曜日 祝日 (5/5・11/3を除く) 12月29日 ~1月4日 特別整理期間	月曜日・金曜日 ※月曜日が祝日と重なった場合は火曜日休館 第4木曜日 祝日 (5/5・11/3を除く) 12月29日 ~1月4日 特別整理期間	
資料数	一般書 児童書 視聴覚資料 雑誌等 計	72,372 37,505 2,622 3,091 115,590	97,893 46,954 3,117 4,169 152,133	13,713 10,129 115 279 24,236	11,125 9,698 139 178 21,140
利用状況	新規登録者数 利用者数 貸出点数 入館者	584 21,616 102,426 40,418	181 20,960 104,532 48,163	31 4,630 22,061 13,968	38 4,663 20,935 21,007
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなしタイム 毎月第2・第4土曜日 15:00~15:30</li> <li>・ブックリサイクル</li> <li>・でつかいおはなし会</li> <li>・連携事業（児童センター・市内小学校へおはなし会）</li> <li>・ティーンズイベント</li> <li>・一日図書館職員体験</li> <li>・クリスマス会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなしかい 毎月第1・第3土曜日 14:30~15:00</li> <li>・読書週間イベント</li> <li>・ブックリサイクル</li> <li>・一日図書館職員体験</li> <li>・夏休みイベント</li> <li>・一般向け講座</li> <li>・えいごのおはなし会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなしかい 毎月第3日曜日 11:00~11:30</li> <li>・ブックリサイクル</li> <li>・夏の大きなおはなし会</li> <li>・読書週間イベント</li> <li>・クリスマスおはなし会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなしかい 毎月第3土曜日 14:00~14:30</li> <li>・ブックリサイクル</li> <li>・読書週間イベント</li> <li>・こどもの日イベント</li> <li>・夏休み読書イベント</li> <li>・秋の大きなおはなし会</li> </ul>	

※ 自動車図書館（本丸くん）の利用状況は三日月館に含む。

※ 蔵書数、利用状況は、令和7年3月末の数値

#### 4 体育施設

施設名	所在地	開館年月	構造等（単位：m <sup>2</sup> ）			施設概要
			構造種別	敷地面積	建物面積	
小城体育センター	小城町 畑田 98-1	昭 60. 3	鉄筋コンクリート 2階建	7,027	1,985	バレー2面、バスケット2面 バドミントン6面、ミーティング室
三日月体育館	三日月町 長神田 1848-9	昭 61. 3	鉄筋コンクリート 2階建	8,788	1,997	バレー2面、バスケット2面 バドミントン6面、ミーティング室
三日月 グラウンド	三日月町 長神田 339-1	昭 63. 4		12,187		野球1面 10,100 m <sup>2</sup> ソフトボール2面 ゲートボール5面 2,087 m <sup>2</sup>
三日月 ふれあい公園 テニスコート	三日月町 橋口 1221	平 9. 4	砂入り 人工芝	11,567		人工芝コート2面 1,603 m <sup>2</sup> 夜間照明
牛津体育センター	牛津町 柿橋瀬 1100-2	昭 56. 4	鉄筋コンクリート 2階建	3,430	1,738	バレー2面、バスケット2面 バドミントン6面
ブラックモンブランフットボールセンター	牛津町 勝 1071-1	令 6. 1	人工芝	14,280	224	サッカー2面 クラブハウス(本部室、審判室、控室4室、医務室)
牛津武道館	牛津町 牛津 556-1	平 6. 3	鉄筋コンクリート 2階建	1,509	1,355	1階・剣道場2面 478 m <sup>2</sup> 2階・柔道場2面 487 m <sup>2</sup>
牛津運動公園	牛津町 下砥川 659-2	昭 56. 4		11,484		ソフトボール2面 野球1面 グラウンド・ゴルフ
小城のりスポーツセンター (芦刈文化体育館)	芦刈町 三王崎 172-1	平 5. 4	鉄筋コンクリート 2階建	8,173	3,902	バレー3面、バスケット2面 トレーニング室、会議室 2階・柔道場168畳
芦刈運動公園	芦刈町 三王崎 172-1	平 5. 3		10,484		テニスコート2面

## 第2章 自主的な取り組みの推進

### 第1節 方針と施策

#### 1. 方針

市民の学習機会の充実を図るとともに、学習成果を地域や学校などで生かされる仕組みづくりを構築します。

また、地域のリーダー的存在となる指導者の人材発掘に努めます。

#### 2. 現状と課題

自己啓発のための生涯学習活動は盛んに行われており、その学習成果の大部分が日常生活や健康に生かされていますが、身につけた知識や技能を広く地域に生かす場所の提供などが少ない状態です。

砥川地域連携室運営事業や学校地域夢つなぎ応援事業では知識や技能の活用が行われております、こうした人材活用の場の拡大を図る必要があります。

また、小城市文化連盟の文化人財バンク制度の利活用を促進し、成果を地域へ還元していく循環型の生涯学習を定着させ、地域の教育力の向上につなげていくことが必要です。

#### 3. 基本事業と具体的取り組み

##### (1) 生涯学習の地域還元の取り組み

目 標	具 体 的 取 組
①社会教育関係団体との連携 社会教育関係団体の自立に向けた活性化を促すため、自主性を尊重しつつ、相談体制の充実や指導・助言に努めます。	・社会教育団体の自立化に向けての指導・助言 ・連携事業の実施
②社会教育団体支援事業 地域の活性化を図るため、地域社会を担う社会教育団体（地域婦人会、文化連盟）等と連携をとりながら自立を促すための支援を行います。	・社会教育団体（地域婦人会、文化連盟）支援 ・文化芸能分野及びスポーツ分野への激励費の交付
③指導者の登録、派遣体制の充実 学習の成果を地域へ還元していく循環型社会の構築として、様々な分野における指導者やボランティア、また多様な人材を発掘・登録し、地域で活躍されることを積極的に推進します。	・文化人財バンク制度の活用の促進

## 第2節 委員会・各種団体等

### (1) 社会教育委員

社会教育に関する市民の意向を反映させ、また、社会教育行政の効率的な運用と広く各方面の知識と経験を行政に反映させるため、教育委員会の諮問機関として社会教育委員 12 人を委嘱し、会議を開催しています。

委員の職務は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 13 条並びに第 17 条第 1 項及び第 2 項に規定された事項のほか、同法第 17 条第 3 項の規定に従い、小城市教育委員会から委嘱された次に掲げる事項につき指導助言を行うこととなっています。

- ① 大人社会の倫理観の啓発活動に関する事項
- ② 生涯学習事業に関する諸計画の立案に関する事項
- ③ 自然体験活動等地区公民館活動の活性化に関する事項
- ④ 公民館における各種事業の企画実施に関する事項
- ⑤ 青少年健全育成に伴う生活環境の浄化に関する事項
- ⑥ 家庭教育の充実及び強化に関する事項

### (2) 公民分館長

公民分館長は、小城市生涯学習振興計画に基づく小城市社会教育の推進及び地区の自治公民館の適正な運営や自主的活動を推進するなど、地域コミュニティ形成のための重要な役割を担っています。そのため、公民分館長は市内自治区の自治公民館に 177 人を配置しています。

### (3) 小城市地域婦人会

小城市地域婦人会は、地域の活力となり、地域の子育て支援と成長していく子どもたちの健全育成、さらに地域の生活環境の向上、まちづくり、地域活動などに積極的に参画し、地域への取り組みに励むとともに、輝く女性としての資質の向上をスローガンに、次の重点項目に取り組まれています。

#### 重点項目

- ① 団体として、見える魅力ある活動を展開し、組織の拡大と他団体との連携を図り、次世代につなぐ“いきいき”婦人会活動を目指します。（組織）
- ② 地域文化の伝承や学校と地域・家庭の連携を支援し、社会教育の更なる構築をはかり、地域の教育力を高める活動を目指します。（教育）
- ③ 高齢者、障がい者、子育て支援等への関わりを通して、ぬくもりのある居場所づくり、仲間づくりをすすめ、支えあいとともに生きる地域づくりを目指します。（福祉）
- ④ 防災・減災の実践訓練の実施、食の安全（地産地消の推進）、地域環境、エネルギーなど、安全・安心な地域づくりを目指します。（生活）
- ⑤ 男女共同参画社会の実現に向け、女性の資質向上を図り、各種審議会等政策決定の場に積極的に参画するよう努めます。（男女共同参画）

○ 構 成：4 支部 会 員：188 人 (令和 7 年 3 月現在)

### (4) 小城市文化連盟

文化連盟は、地域文化の継承と新たな文化の創造に向け、市内の文化団体相互の連携を密にし、情報交換及び親睦、融和を図るとともに、郷土の文化振興に寄与するため、各種の事業を実施しています。

また、各支部ではそれぞれの特性を生かした、文化祭、ひなまつり及び観月会を実施するなど、精力的に活動をしています。

- ① 団体相互の連絡と情報資料の交換、提供
- ② 各団体等が主催する事業の支援
- ③ 各種文化事業の企画及び開催
- ④ その他目的達成に必要な事項

○ 構 成：4支部 団 体：155団体 会 員：1,506人 (令和7年3月現在)

#### (5) スポーツ推進審議会

スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の規定により置かれている審議会です。委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員から市教育委員会が委嘱しています。

審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査、審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に答申することとなっています。

- ① スポーツの施設及び設備に関すること。
- ② スポーツ技術及びスポーツ指導者の資質向上に関すること。
- ③ スポーツ団体の育成並びにスポーツ行事の実施及び奨励に関すること。
- ④ スポーツによる事故の防止に関すること。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

#### (6) スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の規定により、市教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い关心と理解を持ち、市民スポーツ推進に熱意と能力を持つものの中から、41人を委嘱しています。

委員は、その職務を行う上での必要な知識及び技術の習得に努めることにより、市民スポーツの推進に関し、その分担する事項について次の職務を行うこととなっています。

- ① スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- ② 市民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図ること。
- ③ 学校、公民館等の教育機関、その他行政機関等の行うスポーツ行事または事業に関し協力すること。
- ④ スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事または事業に関し、求めに応じて協力すること。
- ⑤ 職域及び各種団体に関する人々の求めに応じて、スポーツ技術の指導を行うこと。
- ⑥ 市民一般に対し、求めに応じて技術の指導を行うとともに、スポーツの必要性及びその意義についての理解を深めること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市民スポーツの推進のための指導、助言を行うこと。

※ 委員（定数50人）：任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

小 城 地 区	・・・・・	17人
三 日 月 地 区	・・・・・	11人
牛 津 地 区	・・・・・	4人
芦 刈 地 区	・・・・・	9人

(令和7年5月1日現在)

## (7) 一般財団法人 小城市スポーツ協会

一般財団法人小城市スポーツ協会は、小城市的体育団体を総括し、これを代表する団体として、市民体育及びスポーツの普及と推進に関する事業を行うとともに、市民の体力の向上とスポーツ精神を養い、健全な心身の発達に寄与することを目的としています。下記の基本方針に基づく事業計画により、小城市や加盟団体及びスポーツ団体との連携のもと、スポーツ活動の普及及び振興並びに競技力の向上を目指し活動を展開されています。

### ※ 令和7年度基本方針

#### (1) 市民スポーツ活動の充実

- ① 各競技団体の組織の基盤強化
- ② 指導者の養成・確保
- ③ 市民スポーツ大会、各種大会、教室等の事業拡大

#### (2) 競技力向上の推進

- ① 各競技団体の育成・強化
- ② 県民スポーツ大会における総合入賞を目指して選手強化
- ③ 選手の発掘

#### (3) 協会組織の体制強化

- ① 体育施設の適正な管理運営による財政基盤の充実
- ② 関係機関・団体との連携の充実
- ③ ホームページの活用及び広報紙「スポーツ協会だより」発行によるPR
- ④ 研修機会の充実

## (8) あしかりはーとクラブ

あしかりはーとクラブは、小城市内唯一の総合型地域スポーツクラブです。

自主企画、自主運営によるスポーツ及び文化活動を通して、人づくり・健康づくり・仲間づくりを図り、地域スポーツ及び文化の普及振興に寄与する目的をもって活動されています。

## (9) スポーツサポーター

スポーツサポーターは、地域におけるスポーツの振興とその充実を図るために市内の自治会に設置しています。市民が身近にスポーツを行えるような役割を担っています。

## 第5部 歴史・文化の継承と文化財の保存

第1章 歴史、文化・伝統芸能の継承と振興

第2章 文化財の適正な保護

# 第1章 歴史・文化・伝統芸能の継承と振興

## 第1節 方針と施策

### 1. 方針

小城市では、歴史・文化を継承するとともに新たな文化を創造するため、市民の豊かな文化活動を促し、多彩な文化の振興と伝統文化の継承を行っていきます。また、学校からの見学などを通して子どもたちにも郷土の歴史や文化に触れる機会をつくりていきます。

中林梧竹記念館や歴史資料館では、展示資料の充実を図り、活用を促進します。また、伝統芸能を保存するため、後世に継承できるような活動団体の育成支援を行い、市民に文化を身近なものとした環境づくりに努めます。

### 2. 現状と課題

市では、歴史・文化・伝統を基本に様々な文化活動が行われています。そのような中、中林梧竹記念館、歴史資料館では、定期的に企画展を開催し様々な作品の展示を行っています。また、美術団体等と協力し、桜城館2階企画展示室や展示ホールを使って企画展を開催しました。

一方で、中林梧竹記念館、歴史資料館には、数多くの寄贈、寄託等されている中林梧竹の作品や古文書や歴史資料等を収蔵しています。この中には、未整理のものが多数あり、今後、調査を進め、成果を公開していく必要があります。

また、各地区では、伝統芸能の継承が行われていますが、少子高齢化などによる後継者不足、会員などの減少により活動の縮小や停止も見受けられ、今後、後継者の育成などが課題です。

### 3. 目標と具体的取り組み

#### (1) 文化事業の振興

目 標	具 体 的 取 組
① 高度な芸術鑑賞機会の提供	・芸術鑑賞事業 高度な芸術の鑑賞機会の提供
② 市民の文化意識の高揚	・各種講座の開催 古文書講座 小城の歴史講座 ・書に親しむ機会の創出
③ 佐賀大学との交流・連携	・佐賀大学小城鍋島文庫の利活用 ・特別企画展 ・記念講演会

## (2) 中林梧竹記念館と歴史資料館及び文化施設の活用

目 標	具 体 的 取 組
① 中林梧竹記念館・歴史資料館の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中林梧竹作品の公開（3か月ごとに展示替を行う）</li> <li>・歴史資料館展示内容の充実</li> <li>・歴史資料館協議会、中林梧竹記念館協議会の開催</li> <li>・くらしのうつりかわり展の開催</li> <li>・調査研究報告書の刊行</li> <li>・古文書講座受講生による古文書解説</li> <li>・美術団体との協力</li> <li>・小中学校の授業協力</li> </ul>
② 資料の活用とその検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史資料や梧竹書作品の調査・収集</li> <li>・新収蔵品展の開催</li> <li>・発掘調査成果展の開催</li> <li>・梧竹デジタルミュージアムの拡充</li> <li>・収蔵絵画作品の公開</li> </ul>
③ 文化施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛津会館、赤れんが館の活用</li> <li>・小城文化センターの活用</li> </ul>

## (3) 伝統芸能の継承

目 標	具 体 的 取 組
伝統芸能の保存と継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土芸能団体の発表機会の創出</li> <li>・伝承芸能団体への運営費補助</li> </ul>

## 第2節 文化施設の概要

施設名	所在地	開館年月	構造等（単位：m <sup>2</sup> ）			施設概要
			構造種別	敷地面積	延床面積	
桜城館	小城町 158 番地 4	平 11. 4	鉄筋コンクリート 2階建	4, 228	3, 497	【1階】 市民図書館小城館、図書館事務室、収蔵庫 【2階】 中林梧竹記念館、歴史資料館、企画展示室、研修室、文化課事務室
小城文化センター	小城町 520 番地 1	昭 63. 4	鉄筋コンクリート 2階建	981	655	【1階】 ラウンジ、研修室、実習室、焼成窯 【2階】 和室、音楽室
牛津会館	牛津町 牛津 586 番地	大正初期建築	木造平屋 一部2階建	2, 752	445	和室（4部屋）、管理人室
牛津赤れんが館	牛津町 牛津 586 番地	明治中期建築	煉瓦造 2階建		323	1階：コンクリート土間 2階：板の間

## 第2章 文化財の適正な保護

### 第1節 方針と施策

#### 1. 方針

指定文化財の適正な保存や未指定文化財の調査を行い、指定、整備を進めます。また、観光やまちづくりとの連携という視点に立ち、「屋根のない博物館構想」を推進し、情報発信、活用を行います。

#### 2. 現状と課題

小城市は旧石器時代から現在までの長い歴史・文化があり、市内にはこの歴史や文化を物語る弥生時代の土生遺跡（国史跡）をはじめ、中世の肥前千葉氏や江戸時代の小城鍋島氏ゆかりの文化財や、肥前石工による多くの優れた石造物が残されています。

市内の多くの文化財は未調査のものや、保存・整備・活用という点では不十分なものもあり、また、散逸や滅失の恐れがあるものがあります。早急な調査や指定を行い保存・整備・活用を進めていく必要があります。

#### 3. 目標と具体的取り組み

##### （1）文化財の適正な保護

目 標	具 体 的 取 組
① 屋根のない博物館構想	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民学芸員の活動</li><li>・史跡探訪会</li><li>・文化財ウォーキング</li><li>・文化財説明板の設置</li><li>・市重要文化財・史跡などの指定</li><li>・文化財保護審議会の開催</li><li>・土生遺跡調査委員会の開催</li><li>・指定文化財の維持・管理</li><li>・県指定重要文化財の修理</li><li>・重要遺跡の保存計画の検討</li><li>・石造物の所在調査</li><li>・小城郷土史研究会や石工の里を未来に伝える会、肥前狛犬を学ぶ会との連携</li><li>・分散保管している文化財の一括管理に向けた検討</li><li>・発掘調査成果展の開催</li></ul>
② 文化財の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内遺跡確認調査（発掘届出・通知の受付・副申）</li><li>・市内遺跡発掘調査及び出土遺物の整理作業</li><li>・出土資料の保存処理</li><li>・土生遺跡の範囲確認調査</li></ul>
③ 埋蔵文化財の調査	

## 第2節 登録・指定文化財（令和7年4月1日現在）

### 1 国指定

種 別	名 称	所在地	指定年月日
史 跡	土生遺跡	三日月町土生	S48. 6. 2
重要文化財（彫刻）	木造薬師如来坐像一躯	牛津町上砥川 常福寺	S25. 8. 29
	木造帝釈天立像一躯		
天然記念物	カササギ生息地	市内	T12. 3. 7

### 2 県指定

種 別	名 称	所在地または所有者	指定年月日
史 跡	寺浦廃寺塔跡ならびに礎石	小城町寺浦	S46. 6. 23
	茶筅塚古墳	小城町本町	H4. 5. 27
	姫塚	三日月町東分	S51. 2. 25
	権現山前方後円墳及び二号墳	三日月町岡本	H5. 3. 31
	円山古墳	三日月町西分	
重要文化財（彫刻）	木造持国天立像一躯 木造多聞天立像一躯	小城町三間寺 円通寺	S34. 3. 20
	木造地蔵菩薩半跏像一躯	小城町吉田 圓明寺	S58. 3. 22
	木造薬師如来坐像一躯 木造大日如来坐像一躯 木造十一面觀音菩薩坐像一躯	小城町門前 三岳寺	H6. 3. 31
	木造千手觀音菩薩立像一躯	小城町東小松 建保寺	H10. 5. 11
	木造日光・月光菩薩立像二躯	小城市立歴史資料館	H14. 3. 6
	石造肥前鳥居（慶長二年銘）一基	小城町牛尾 牛尾神社	S39. 5. 23
重要文化財（建造物）	星巖寺楼門一棟 (附) 棟札 二枚	小城町鷺ノ原 星巖寺	S40. 7. 23 H20. 2. 6
	星巖寺御靈屋一棟	小城町鷺ノ原 星巖寺	H19. 3. 14
	生立ヶ里遺跡出土木製品（三十三点）	小城市立歴史資料館	H10. 5. 11
重要文化財（考古）	銅戈二口	小城市立歴史資料館	S53. 3. 20
	布施ヶ里遺跡 22号土壙墓出土銅鉗三点		S62. 3. 16
	寄居古墳群出土遺物一括	佐賀県	H2. 3. 20
	土生遺跡群出土青銅器鋸型九点他	小城市立歴史資料館	H11. 5. 10 H18. 3. 31
	土生遺跡出土踏鋤		H27. 4. 24
	生立ヶ里遺跡出土木製品（三十三点）		H10. 5. 11
重要文化財（絵画）	絹本着色閑室元信像一画	小城町門前 三岳寺	H3. 3. 20
	見瀧寺縁起絵一幅	小城町清水 宝地院	H11. 5. 10
	鍋島元武像七幅	佐賀県立博物館	H13. 2. 28
	朝日 青木繁筆 一面	佐賀県立美術館	H31. 4. 26
重要文化財（美術工芸）	坐氈一枚	佐賀県立博物館	H14. 3. 6

### 3 国登録有形文化財

名 称	所 在 地	登録年月日
村岡総本舗羊羹資料館	小城町 860	H9. 6. 12
日本福音ルーテル小城教会	小城町 170-8	H10. 12. 11
深川家住宅・土蔵	小城町 877-2	H13. 4. 24
小柳酒造主屋他	小城町 903 他	H14. 2. 14
天山酒造明治・大正・昭和蔵他	小城町岩藏 1520	H15. 7. 1
牛津赤れんが館	牛津町牛津 586-1	H12. 9. 26
牛津町会館（現牛津会館）	牛津町牛津 586-1	H13. 8. 28
J R 唐津線小城駅本屋	三日月町久米 2076-1	H28. 2. 25
齊藤商店店舗兼主屋	小城町 427	H30. 3. 27
光栄菊酒造通り蔵他	三日月町織島 2602-3	R3. 2. 26

※齊藤商店を除く9件は「22世紀に残す佐賀県遺産」に認定されている。

### 4 指定文化財の数

(単位: 件)

区 分		国	県	市	計		
重要文化財	建 造 物		3	5	8		
	美術工芸品	絵 画	4	1	5		
		彫 刻	2	5	21		
		工 芸 品	1	4	5		
		書 跡		3	3		
		典 籍		1	1		
		古 文 書		5	5		
	考古資料		6	5	11		
	歴史資料			4	4		
	重要文化財 計		2	19	42		
重要無形 民俗文化財	無形民俗文化財			1	1		
	重要無形民俗文化財 計			1	1		
記 念 物	史 跡		1	5	11		
	天然記念物	動 物	1		1		
		植 物		6	6		
		地質鉱物			0		
	記 念 物 計		2	5	11		
国登録有形文化財			10		10		
合 計			14	24	54		
22世紀に残す佐賀県遺産※				10	10		

※国登録有形文化財9件と「江里山の棚田」が認定

## 5 令和6年度 佐賀県重要文化財の修理

### 【石造肥前鳥居（慶長二年の銘あり）】

文化財の種別 佐賀県重要文化財（建造物） 重第 23 号

指定年月日 昭和 39 年 5 月 23 日

文化財の年代 桃山時代：慶長 2 年（1597）

所 有 者 小城市小城町池上 牛尾神社

牛尾神社の肥前鳥居の額東が落下したため、被害の拡大を防ぎ次世代へ適切に伝えていくことを目的として復旧を行いました。費用の一部には佐賀県及び小城市的文化財保存事業補助金が充てられました。



落下した額東



修理後風景



教育要覧  
小城市 の 教育  
令和7年度

発行 令和7年6月

小城市教育委員会 教育総務課  
〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312-2  
Tel (0952) 37-6130 Fax (0952) 37-6167  
E-mail kyouikusoumu@city.ogi.lg.jp